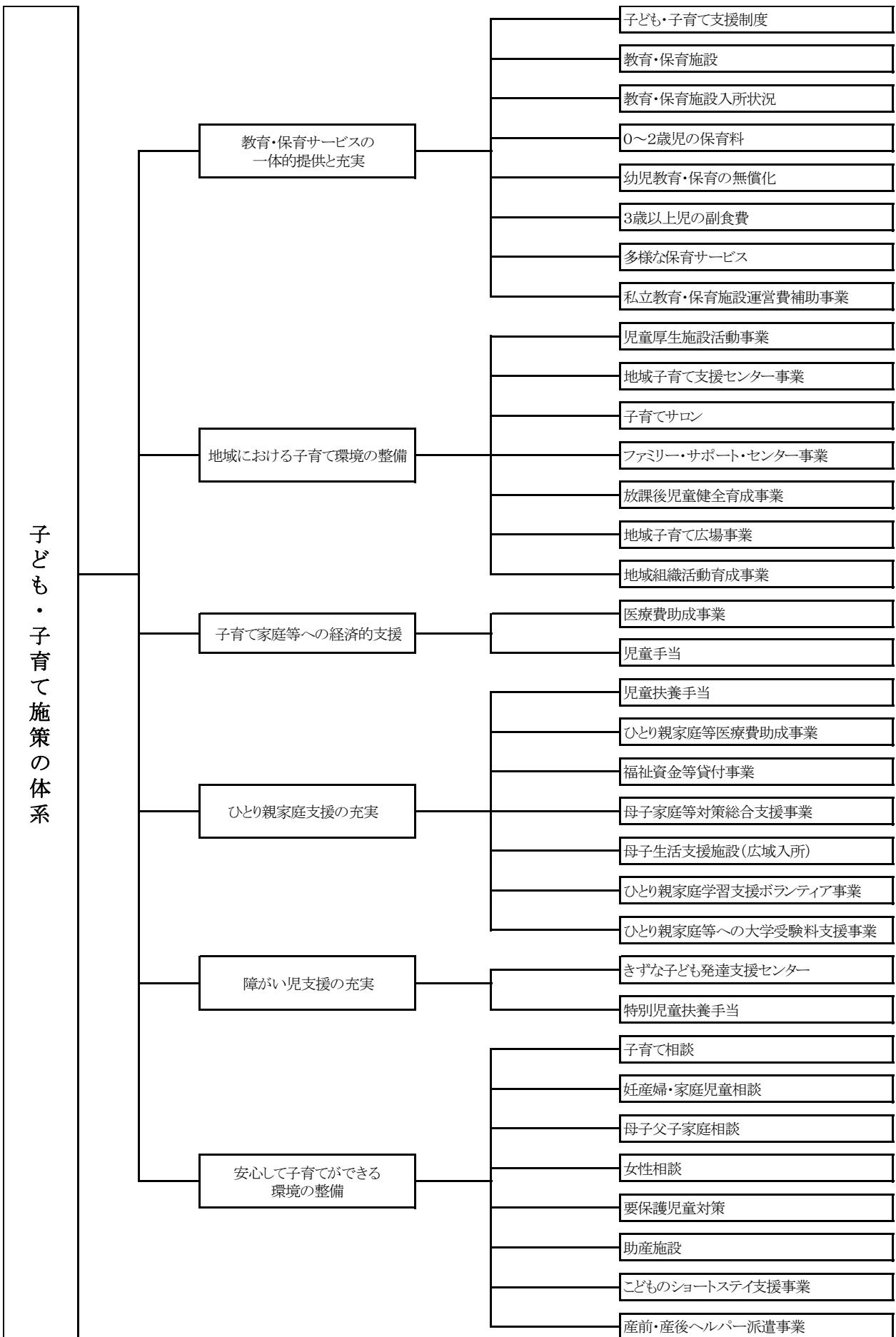


第 5 章 すべての子どもと子育て家庭のために

子ども・子育て施策の体系



1. 教育・保育サービスの一体的提供と充実

(1) 子ども・子育て支援制度

平成27年4月から、幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援制度」が開始されました。

① 主なポイント

ア 教育・保育に関する給付制度の創設

認定こども園・幼稚園・保育所等への共通の給付制度「施設型給付」および小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育、事業所内保育への「地域型保育給付」が創設され、公的な財政支援が一本化されました。

イ 認定こども園制度の改善

「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設され、認可手続きの簡素化が図られました。

ウ 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど)の充実が図られました。

② 支給認定について

教育・保育施設を利用する場合、その施設を利用する資格があるかを確認するため、市から児童ごとに支給認定を受ける必要があります。

次とおり3つの「認定区分」が設けられ、区分ごとに利用できる施設が異なります。

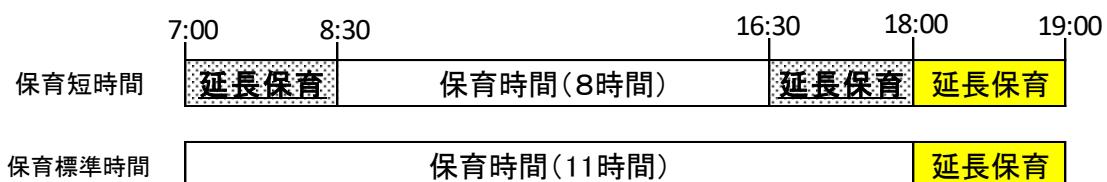
認定区分	子どもの年齢	要件	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	教育を希望される場合	認定こども園、幼稚園
2号認定	3歳以上	保育の必要性があり、保育を希望される場合	認定こども園、保育所
3号認定	3歳未満	保育の必要性があり、保育を希望される場合	認定こども園、保育所、事業所内保育施設

③ 保育時間について

2号、3号認定の児童の保育時間については、次とおり保育短時間と保育標準時間に区分されます。認定された時間を超えて利用する場合は、延長料金がかかります。

ア 保育短時間 8時間(保護者の就労時間等が1か月あたり48時間以上120時間未満)

イ 保育標準時間 11時間(保護者の就労時間等が1か月あたり120時間以上)



(2)教育・保育施設

① 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の機能を持った施設です。また、地域の子育て支援も行っています。3歳未満の子どもには保育を提供し、満3歳以上の子どもには教育と保育を一体的に提供します。満3歳以上の子どもであれば、保護者が就労している・していないにかかわらず利用できます。

現在、市内には公立認定こども園が1か所、私立認定こども園が 21 か所設置されています。
(P137~138 参照)

② 幼稚園

幼稚園は、満3歳以上の子どもを保育し、適切な環境の中で心身の発達を助けるため、幼児教育を行う施設です。園ごとに様々な幼児教育を行っています。幼稚園に入園するときは、就労などの要件はありません。

現在、市内には私立幼稚園が3か所設置されています。(P138 参照)

③ 保育所

保育所は、保護者の仕事や病気などのため家庭で子どもの保育が継続的にできない場合に、保護者にかわって就学前の乳幼児の保育を行う施設です。子育て中の保護者が安心して働くよう休日保育、病児保育などを実施しています。

現在、市内には公立保育所が 10 か所、私立保育所が 15 か所設置されています。(P138~139 ページ参照)

ア 保育の必要性の事由

保育所へ入所できる児童は、その家庭に次のいずれかの事由がある場合です。

- | | |
|------------|--|
| (ア) 家庭外労働 | 家庭の外で労働する事を常態としている場合 |
| (イ) 家庭内労働 | 児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている場合 |
| (ウ) 母親の出産等 | 妊娠中であるか出産後間がない場合 |
| (エ) 両親の疾病等 | 両親が疾病、負傷、精神や身体に障がいを有している等の場合 |
| (オ) 病人の看護等 | 家庭に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいて、看護が必要な場合 |
| (カ) 家庭の災害 | 火災、風水害、地震などで家庭を失ったり破損したり、天災にあった場合 |
| (キ) 求職活動等 | 求職や起業準備のため、日中家庭での保育が困難な場合 |
| (ク) 就学等 | 大学、高等専門学校もしくは専修学校に通学しているか、公共職業能力開発施設またはこれに準ずる技能習得施設に入所している場合 |
| (ケ) 虐待等 | 児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要するとしている場合 |
| (コ) 育児休業 | 育児休業取得時に、すでに入所している児童がおり、引き続き入所することが適当である場合 |
| (サ) その他 | 市長が認める(ア)~(コ)に類する状態にある場合 |

④ 事業所内保育施設

事業所内保育施設は、3歳未満の子どもが利用できる、主に事業所の従業員の子どもを預かる保育施設です。地域の子どもも利用することができます。現在、市内には2か所設置されています。(P139 参照)

⑤ 高岡市保育所・認定こども園教育・保育基本方針

○ 基本理念

子どもの最善の利益を考慮し、豊かな人間性の育成をめざす。

○ 基本目標

1. 十分に養護の行き届いた環境の下で情緒の安定を図るとともに、健康、安全など生活に必要な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
2. 人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
3. 生命、自然、社会の事象等についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
4. 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。
5. 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、感じたことや考えたことを表現しようとする意欲や態度を養い、創造性の芽生えを培う。

○ 基本方針

1. 子どもを主体とし、環境を通して行う保育の充実

① 子ども主体の保育

- 一人一人の子どもの状況や生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子ども主体としての思いや願いを受け止める。
- 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整える。また、子どもの発達について理解し、子どもの個人差に十分配慮する。
- 子どもが自発的・意欲的に環境に関わり、心や体を動かし夢中になって遊んだり生活したりする中で、乳幼児期にふさわしい体験が得られることを大切にする。
- 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、いろいろな人との関わりの中で楽しさや達成感を味わえるようにする。また、子ども自らが周囲の人と関わっていくことができるよう、環境を整える。

② いきいきと活動できる環境

- 温かい雰囲気の中で、自己を十分に表現できるよう応答的な関わりに努め、主体的に活動を展開できるよう援助する。
- 変化と感動、潤いのある生活や体験が得られ、子どもの生活が豊かなものになるよう人的環境、物的環境、自然や社会の事象などの環境が相互に関連し合う、豊かな環境を計画的に構成していく。
- 子ども自身の興味や関心が触発され、好奇心をもって自ら関わりたくなるような環境を整えるとともに、それまでの経験で得た様々な資質・能力が発揮されるよう工夫する。

③ 健康・安全な生活をつくりだす保育の充実

- 保育所の設備や環境を整え、保健的で安全な環境の確保に努めるとともに、保育室は温かな親しみとくつろぎの場となるよう配慮する。
- 子どもが自らの体や健康に関心をもち、心身の機能を高めていけるよう、健やかな生活の確立に向けた関りや配慮を行う。また、給食を通して好ましい食習慣を形成するととも

に、豊かな食の体験を積み重ねていく。

- ・ 災害や事故の発生に備え、安全点検や訓練、安全指導を行い、保護者や関係機関との連携の下、必要な対応を図る。また子どもの精神保健面における対応にも留意する。

④ カリキュラム・マネジメントの充実

- ・ 子どもが充実した生活を展開できるようカリキュラムを編成するとともに、園長のリーダーシップの下、その計画が円滑に実施できているかを検証・評価して改善を図り、全職員が共有しながら教育・保育の質の向上を図る。

⑤ 特別な配慮を必要とする乳幼児への支援の充実

- ・ 子どもの環境・発達上の課題や障がいの状態等を把握し、適切な環境の下で一人一人が安心して自己発揮できるよう、特性に応じた支援に努める。
- ・ 子ども達が共に成長できるよう、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、職員相互の連携の下、組織的かつ計画的に教育・保育を展開する。

2. 家庭や地域と連携した子育て支援の充実

- ・ 一人一人の子どもの家庭状況や地域の実態を十分に把握し、その意向を受け止め、継続的な関わりや対話を重ねる中で、保護者との信頼関係を確立し、専門性を生かして子育てを支援していく。
- ・ 保育所や認定こども園がもっている専門性や機能を生かし、関係機関との連携及び協働を図りながら、子育て相談、助言をはじめとする育児支援の充実を推進するとともに、広く情報提供に努める。
- ・ 保育所や認定こども園において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう小学校教師との合同研修や意見交換の機会を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどの連携を図る。
- ・ 子どもに障がいや発達上の課題がみられる場合や保護者に育児不安等がみられる場合、外国にルーツを持つ家庭等、特別な配慮を必要とする場合には、状況に応じて各機関と連携し個別の支援を行うよう努める。
- ・ 子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭や地域の関係機関及び団体の協力を得て地域の自然、人材、行事等の資源を活用し、教育・保育内容の充実を図る。また保育所や認定こども園が行う教育・保育の内容を適切に説明するよう努める。
- ・ 多様化した保育の需要に応じ、延長・休日保育、一時預かり保育など、子育て支援サービスの充実を図る。

3. 幼児教育・保育施設の保育士及び保育教諭としての資質向上

- ・ 入所する子ども等の個人情報を慎重に扱い、教育・保育に当たり知り得た子どもや保護者に関する情報は、正当な理由なく漏らさない。
- ・ 子どもに関わる者としての責務を受け止め、子どもに最善の利益が図られるよう子どもの人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、愛情をもって教育・保育にあたる。
- ・ 自らの人権感覚や倫理観を磨き、豊かな人間性を養うとともに、日々の教育・保育実践を踏まえた自己評価を行い、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上を図る。
- ・ 教育・保育の課題等への共通理解や協働性を高め、園全体としての質の向上を図っていくため、職場内での研修の充実を図る。また、職歴や経験年数に応じた外部研修や研究発表等に参加し、専門性の向上に努める。
- ・ 保護者等の意向を受け止め、教育・保育の意図などについて十分に説明するとともに、教育・保育の内容を継続的に見直し、改善し、質の向上を図っていく。

⑥ 認定こども園・保育所の給食

(ア) 給食の目標(食育の推進)

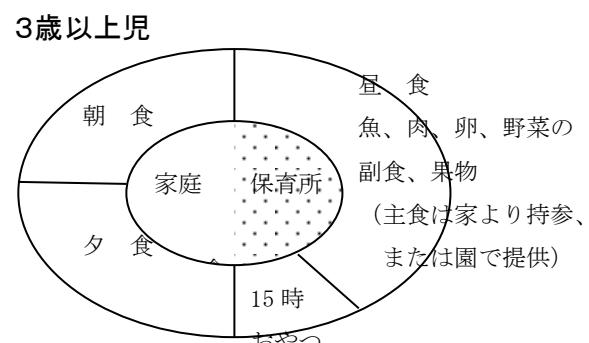
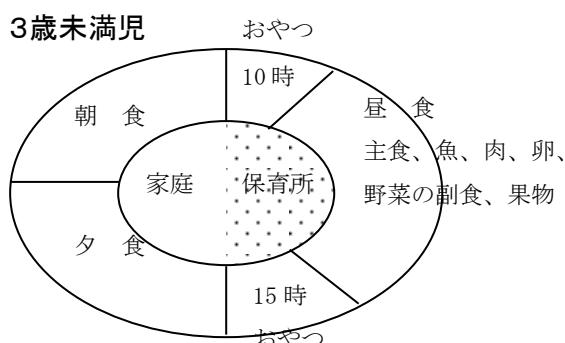
- ・食生活の合理化、栄養改善及び健康の保持増進を図る。
- ・食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を養う。
- ・給食を通じて、児童の家庭及び地域社会の食生活改善に寄与する。

(イ) 給食管理

- ・給食委員会を設置し、栄養、嗜好、経済性及び安全性を考慮した献立の検討を行い、市内47園(公立・私立)を統一献立で実施している。
- ・手づくりを基本とし、地元食材の使用に心がけ、地産地消に努めている。
- ・給食で使う乾物類、調味料、お菓子類、冷凍食品等については、安全性の高い食材を共同購入している。

(ウ) 給食の内容

- ・0歳児は授乳から離乳食とし、個々の発育に合わせた給食を行う。
- ・3歳未満児(1・2歳)は完全給食で主食、副食、おやつを提供する。
- ・3歳以上児(3・4・5歳)は副食、おやつを提供し、主食は家庭から現物持参または園で主食を提供(保護者の実費負担)する。
- ・食物アレルギーの除去食や代替食を提供する。



<認定こども園の幼稚園部には、おやつの提供はありません>

(エ) 食育指導

- ・望ましい食習慣や食事のマナー(食前の手洗い・箸の持ち方・咀しゃくを十分に行う・食後の歯磨き等)を集団生活の中で身につける。
- ・給食だよりを発行し、食事に関する情報を提供するなど食育の啓発に努める。

(オ) 給食室の設備及び衛生管理

- ・給食室では、設備面を整備して衛生管理に万全を期して給食を実施している。
- ・調理に際しては、高岡厚生センターの指導を受けながら衛生管理体制を徹底している。

(3)教育・保育施設入所状況

①入所児童数の推移

【認定こども園】

(各年度4月1日現在)

年度	施設数	認定区分	定員	就学前児童数	市内認定こども園在所児童数	定員充足率	入所率
R3年度	20	1号	603	6,526	430	71.3	6.6
		2、3号	2,347		1,977	84.2	30.3
R4年度	21	1号	610	6,436	446	73.1	6.9
		2、3号	2,525		2,102	83.2	32.7
R5年度	21	1号	598	6,254	427	71.4	6.8
		2、3号	2,484		2,121	85.3	33.9
R6年度	22	1号	590	5,882	390	66.1	6.6
		2、3号	2,557		2,142	83.7	36.4
R7年度	22	1号	504	5,671	346	68.7	6.1
		2、3号	2,492		2,113	84.8	37.3

【幼稚園】

(各年度5月1日現在)

年度	施設数	定員	就学前児童数	市内幼稚園在所児童数	定員充足率	入所率
R3	4	805	6,526	279	34.7	4.3
R4	3	730	6,436	228	31.2	3.5
R5	3	730	6,254	186	25.5	3.0
R6	3	730	5,882	144	19.7	2.4
R7	3	730	5,671	118	16.2	2.1

【保育所】

(各年度4月1日現在)

年度	施設数	定員	就学前児童数	市内保育所在所児童数	定員充足率	入所率
R3	28	2,690	6,526	2,271	84.4	34.8
R4	27	2,535	6,436	2,086	82.3	32.4
R5	27	2,525	6,254	2,053	81.3	32.8
R6	25	2,385	5,882	1,915	80.2	32.5
R7	25	2,345	5,671	1,843	78.6	32.5

【事業所内保育施設】

(各年度4月1日現在)

年度	施設数	定員	就学前 児童数	市内事業所 内保育施設 在所児童数	定員 充足率	入所率
R3	2	40	6,526	23	57.5	0.35
R4	2	40	6,436	17	42.5	0.26
R5	2	40	6,254	25	62.5	0.39
R6	2	40	5,882	20	50.0	0.34
R7	2	40	5,671	17	42.5	0.30

②支給認定児童数

【教育認定(1号)】

(令和7年4月1日現在)

	施設数	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立認定こども園	1	15				2	3	2	7
私立認定こども園	21	489				106	113	120	339
私立幼稚園	0								

【保育認定(2、3号)】

	施設数	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立認定こども園	1	70	2	4	3	6	6	10	31
公立保育所	10	950	26	106	129	140	121	136	658
私立認定こども園	21	2,418	60	317	422	438	431	414	2,082
私立保育所	15	1,395	33	193	225	258	250	226	1,185
事業所内保育施設	2	40	1	10	6				17

(4)0～2歳児の保育料

保育料は、保護者である父と母の市民税の合計により算定し、負担能力に応じて徴収します。

保育料徴収基準額(令和7年度4月)

(単位:円)

令和7年度高岡市保育料徴収基準額表 (令和7年4月1日)						
階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層定義	月額				
		0～2歳の子ども(満3歳の誕生日の後、最初の年度末まで)				
		1人目		2人目		3人目以降
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間
A階層	生活保護世帯	0	0	0	0	0
B階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0
C階層	市町村民税均等割のみ課税世帯	5,500	5,500	0	0	0
D階層	1 市町村民税所得割額	24,300 円未満	6,150	6,050	0	0
	2	24,300 円以上 48,600 円未満	6,850	6,750	0	0
	3	48,600 円以上 57,700 円未満	9,000	8,850	0	0
	4	57,700 円以上 60,700 円未満	9,000	8,850	9,000	8,850
	5	60,700 円以上 77,101 円未満	9,600	9,450	9,600	9,450
	6	77,101 円以上 84,900 円未満	10,150	10,000	10,150	10,000
	7	84,900 円以上 97,000 円未満	10,500	10,350	10,500	10,350
	8	97,000 円以上 115,000 円未満	31,100	30,600	15,550	15,300
	9	115,000 円以上 133,000 円未満	34,200	33,700	17,100	16,850
	10	133,000 円以上 151,000 円未満	36,400	35,800	18,200	17,900
	11	151,000 円以上 169,000 円未満	39,400	38,800	19,700	19,400
	12	169,000 円以上 211,200 円未満	43,800	43,100	21,900	21,550
	13	211,200 円以上 301,000 円未満	43,900	43,200	21,950	21,600
	14	301,000 円以上 397,000 円未満	45,200	44,500	22,600	22,250
		397,000 円以上	46,500	45,800	23,250	22,900

※ひとり親認定を受けている世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯は、C 階層～D4階層に属する世帯について、保育料は無料となります。

(5) 幼児教育・保育の無償化について(子育てのための施設等利用給付認定)

認定こども園・幼稚園・保育所等の利用料が無償(一部上限あり)となります。利用を希望する施設・サービスによって、無償化の対象となる年齢や料金が異なります。

年齢は令和7年4月1日時点

利用希望施設 ・サービス	無償化の 対象年齢	保育の 必要性	認定 区分	無償化対象料金 ※1	手續 の必要
・認定こども園 (保育園部) ・保育所	3歳～5歳 0歳～2歳 (市民税非課税世帯)	あり	一	・保育料(給食費などの実費を除く)	なし
・認定こども園 (幼稚園部)	満3歳～5歳※2 3歳～5歳 満3歳※2 (市民税非課税世帯)	なし あり	一 2号 3号	・保育料(給食費などの実費を除く) ・預かり保育料※3 (上限：月額1.13万円) ・保育料(給食費などの実費を除く) ・預かり保育料※3 (上限：月額1.63万円)	なし あり
・第一幼稚園 ・第三幼稚園 ・第五幼稚園	満3歳～5歳※2 3歳～5歳 満3歳※2 (市民税非課税世帯)	なし あり	1号 2号 3号	・保育料(給食費などの実費を除く・上限：月額2.57万円) ・保育料(給食費などの実費を除く・上限：月額2.57万円) ・預かり保育料※3 (上限：月額1.13万円) ・保育料(給食費などの実費を除く・上限：月額2.57万円) ・預かり保育料※3 (上限：月額1.63万円)	あり (全員)
・認可外保育施設※4 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業	3歳～5歳 0歳～2歳 (市民税非課税世帯)	あり	2号 3号	・保育料(上限：月額3.7万円) ・保育料(上限：月額4.2万円)	あり

※1 月途中から認定を受ける場合は、月上限額は日割りになります。

※2 満3歳は年度の途中で3歳の誕生日を迎えるお子さまです。

※3 預かり保育料の月上限額は、利用日数×450円又は1.13万円(2号)[1.63万円(3号)]のうちいずれか小さい方です。

※4 企業主導型保育施設の利用を希望する場合は、教育・保育給付認定の申請をしてください

- ・高岡市以外の施設やサービスを利用した場合も無償化の対象です。
- ・その他の保育施設と一時預かり事業を併用した場合は、月額上限額の範囲内でいずれも無償化の対象です。
- ・認定こども園や保育所を利用されている方の延長保育の利用料は、保育短時間認定、保育標準時間認定いずれの場合も無償化の対象とはなりません。
- ・就学前の障がい児の発達支援等の利用者負担額は無償です。(認定こども園、幼稚園、保育所に在園している場合も、ともに無償です)

子育てのための施設等利用給付認定児童数（令和7年4月1日現在）

1号認定児童数	2号認定児童数	3号認定児童数	合計
82人	158人	1人	241人

(6)3歳以上児の副食費について

3歳以上児の副食費は、施設ごとに定められた額(実費)となります。公立保育所の副食費は月額4,800円です。(1号認定:3,600円)

※0歳児から2歳児の主食費及び副食費は、保育料に含まれます。

【認定こども園・保育所に1号認定で通園している子ども、幼稚園に通園している子ども】

- ・免除:市民税所得割額が77,101円未満の世帯のすべての子ども
- ・免除:所得にかかわらず、小学校3学年修了前の子どもから数えて、施設※1を同時に利用している3人目以降
- ・減免(月額4,900円上限):市民税所得割額が77,101円以上の世帯の第2子以降※2の子ども
- ・減免(月額4,900円上限):市民税所得割額が77,101円以上～97,000円未満の世帯の第1子

【認定こども園・保育所に2号認定で通園している子ども】

- ・免除:市民税所得割額が57,700円未満の世帯のすべての子ども
- ・免除:市民税所得割額が77,101円未満で、要保護世帯(ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯)のすべての子ども
- ・免除:所得にかかわらず、小学校就学前の子どもから数えて、施設※1を同時に利用している3人目以降
- ・減免(月額4,900円上限):市民税所得割額が57,700円以上の世帯の第2子以降※2の子ども
- ・減免(月額4,900円上限):市民税所得割額が57,700円以上～97,000円未満の世帯の第1子

※1…認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型自動発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設、企業主導型保育施設のいずれか

※2…いずれの場合も年齢にかかわらず世帯の子の数(出生順位)

副食費免除および減免対象児童数（令和7年4月1日現在）

認定こども園・公立保育所	認定こども園・私立保育所	合計
324人	1,597人	1,921人

※市外の施設に入所している児童 12人

(7)多様な保育サービス

女性の社会進出、就労形態の複雑化に伴い保育ニーズが多様化しており、これらに対応するため、次のような特別保育を行っています。

区分	内 容																											
延長保育	<p>保育認定を受けた児童について、通常の保育時間以外の時間において、引き続き延長して児童を預けられる環境が必要とされています。</p> <p>こうした需要に対応するため、次のとおり延長保育事業を実施しています。</p> <p>【標準時間型】</p> <p>保育標準時間認定を受けた児童について、標準時間(午前7時～午後6時)を超えて、延長して保育を行う事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 認定こども園、保育所、事業所内保育施設 ・実施時間 																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延長時間</th><th colspan="2">認定こども園</th><th colspan="2">保育所</th></tr> <tr> <th>公立</th><th>私立</th><th>公立</th><th>私立</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間(午後7時まで)</td><td>1施設</td><td>16 施設</td><td>4施設</td><td>15 施設</td></tr> <tr> <td>2時間(午後8時まで)</td><td>0施設</td><td>3施設</td><td>0施設</td><td>0施設</td></tr> <tr> <td>4時間(午後 10 時まで)</td><td>0施設</td><td>1施設</td><td>0施設</td><td>0施設</td></tr> </tbody> </table>					延長時間	認定こども園		保育所		公立	私立	公立	私立	1時間(午後7時まで)	1施設	16 施設	4施設	15 施設	2時間(午後8時まで)	0施設	3施設	0施設	0施設	4時間(午後 10 時まで)	0施設	1施設	0施設	0施設
延長時間	認定こども園		保育所																									
	公立	私立	公立	私立																								
1時間(午後7時まで)	1施設	16 施設	4施設	15 施設																								
2時間(午後8時まで)	0施設	3施設	0施設	0施設																								
4時間(午後 10 時まで)	0施設	1施設	0施設	0施設																								
<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金(1時間延長) 月額 2,500 円、日額 200 円 ・利用料金(2時間延長) 月額 3,000 円、日額 300 円 ・費用の減免 保育料徴収基準額表の A・B 階層の世帯または、市区町村民税合算額が0円の世帯については徴収しない。 ・令和6年度利用実績(延べ利用人数) <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>私立</td><td>22,497 人</td></tr> <tr> <td>公立</td><td>1,166 人</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>23,663 人</td></tr> </table> <p>【短時間型】</p> <p>短時間認定を受けた児童について、保育短時間(午前8時 30 分～午後4時 30 分※)を超えて、延長して保育を行う事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 認定こども園、保育所、事業所内保育施設 ・実施時間 午前7時～午前8時 30 分、午後4時 30 分～午後6時 ・費用の減免 保育料徴収基準額表のA・B階層の世帯または、市区町村民税合算額が0円の世帯については徴収しない。 <p>※保育短時間は施設が独自に設定するものですが、本市内施設は多くの施設が保育短時間認定の児童の処遇時間を午前8時 30 分～午後4時 30 分で設定しています。</p>					私立	22,497 人	公立	1,166 人	合計	23,663 人																		
私立	22,497 人																											
公立	1,166 人																											
合計	23,663 人																											

区分	内 容																			
障がい児保育	集団保育が可能な程度の障がいを持つ児童について、市内の全施設で受け入れています。																			
休日保育	<p>保育認定を受けた児童について、通常の保育日以外の日曜、祝日においても児童を預けられる環境が必要とされています。</p> <p>こうした需要に対応するため、次のとおり休日保育事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童 保護者の就労等のため休日において保育が必要である児童 ・実施施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>施設数</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定こども園</td> <td>私立</td> <td>3施設 認定こども園みつば保育園 幼保連携型認定こども園高岡保育園 認定こども園上関保育園</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時間 午前8時30分から午後4時30分まで 				施設区分	施設数	施設名	認定こども園	私立	3施設 認定こども園みつば保育園 幼保連携型認定こども園高岡保育園 認定こども園上関保育園										
施設区分	施設数	施設名																		
認定こども園	私立	3施設 認定こども園みつば保育園 幼保連携型認定こども園高岡保育園 認定こども園上関保育園																		
病児保育	<p>保護者が就労している場合等で、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合があります。</p> <p>こうした需要に対応するため、次のとおり病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う事業を行っています。</p> <p>【病児対応型】</p> <p>病気の回復期に至っておらず、保護者が仕事などの理由により家庭での保育が困難な児童について、病院内の専用スペースでお預かりしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 JCHO 高岡ふしき病院、済生会高岡なでしこ保育園、あさひキッズ ・対象となる疾患の例 <ul style="list-style-type: none"> ① 感冒、消化不良症(多症候性下痢)等乳幼児が日常罹患する疾患 ② 麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患 ③ 哮息等の慢性疾患 ④ 骨折等の外傷性疾患 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>JCHO 高岡ふしき病院</th> <th>済生会高岡なでしこ保育園</th> <th>あさひキッズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td>1日3人</td> <td>1日6人</td> <td>1日3人</td> </tr> <tr> <td>利用時間</td> <td>月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時</td> <td>月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分</td> <td>月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>1日 2,200円 半日 1,100円 ※昼食、おやつ代は実費負担</td> <td>1日 2,000円 半日 1,000円 ※昼食、おやつ代は実費負担</td> <td>1日 2,500円 半日 1,400円 ※昼食、おやつ代は実費負担</td> </tr> </tbody> </table> <p>・延べ利用人数 令和6年度 757人</p>					JCHO 高岡ふしき病院	済生会高岡なでしこ保育園	あさひキッズ	定員	1日3人	1日6人	1日3人	利用時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分	利用料	1日 2,200円 半日 1,100円 ※昼食、おやつ代は実費負担	1日 2,000円 半日 1,000円 ※昼食、おやつ代は実費負担	1日 2,500円 半日 1,400円 ※昼食、おやつ代は実費負担
	JCHO 高岡ふしき病院	済生会高岡なでしこ保育園	あさひキッズ																	
定員	1日3人	1日6人	1日3人																	
利用時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分																	
利用料	1日 2,200円 半日 1,100円 ※昼食、おやつ代は実費負担	1日 2,000円 半日 1,000円 ※昼食、おやつ代は実費負担	1日 2,500円 半日 1,400円 ※昼食、おやつ代は実費負担																	

区分	内 容		
病児保育	<p>【病後児対応型】</p> <p>病気の回復期の集団保育が困難な時期であって、家庭で保育のできない児童について、保育所等の専用スペースでお預かりしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施施設 幼保連携型認定こども園高岡保育園、幼保連携型認定こども園ふたばこども園、といでこども園 ・対象となる疾患の例 <ul style="list-style-type: none"> ① 感冒、消化不良症(多症候性下痢)等乳幼児が日常罹患する疾患 ② 麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患 ③ 哮息等の慢性疾患 ④ 骨折等の外傷性疾患 		
	幼保連携型認定こども園 高岡保育園	幼保連携型認定こども園 ふたばこども園	といでこども園
定員	1日4人	1日3人	1日2人
対象児童	生後9週からおおむね小学校4年生までの児童で、医師等が受入適当と判断する児童	生後9週位以上から小学校3年生までの児童で、医師等が受入適当と判断する児童	おおむね小学校4年生までの児童で、医師等が受入適当と判断する児童
利用時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分 土曜日 午前8時30分～午後0時30分	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時30分	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分
利用料	1日 2,000円(延長の場合は、30分毎に200円) 半日 1,000円 ※昼食、おやつ代は実費負担		
・延べ利用人数	令和6年度 213人		

区分	内 容					
病児保育	<p>【体調不良児対応型】</p> <p>保育所に看護師を配置し、児童が保育中に体調不良となった場合の緊急的、保健的な対応を行っています。</p> <p>・実施施設 認定こども園、保育所</p>					
施設区分	施設数	施設名				
認定 こども園	私立	17 施設	幼保連携型認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園、 認定こども園こばと幼稚園、 幼保連携型認定こども園ふたばこども園、 幼保連携型認定こども園中田保育園、 認定こども園みづば保育園、 認定こども園国吉ちくば保育園、 幼保連携型認定こども園高岡保育園、 幼保連携型認定こども園若葉保育園、 認定こども園上関保育園、能町保育園、 高岡第一学園認定こども園第二幼稚園、 幼保連携型認定こども園和田保育園、 認定こども園野村保育園、認定こども園定塚保育園、 認定こども園ひかり幼稚園、高岡第一学園福岡ひばり園、 といでこども園			
保育所	公立	4施設	伏木古府保育園、西部保育園、万葉なかよし保育園、 牧野かぐら保育園			
	私立	11 施設	さくら保育園、成美保育園、正徳保育園、 吉久ひなどり保育園、立野保育所、市野瀬保育園、 戸出北部保育園、すみれ保育園、つくし保育園、 戸出西部保育園、牧野みどり保育園			
<p>・対象児童</p> <p>事業実施施設に在園しており、保育中に体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童</p> <p>・対象となる疾患の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感冒、消化不良症(多症候性下痢)等乳幼児が日常罹患する疾患 ② 麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患 ③ 喘息等の慢性疾患 ④ 骨折等の外傷性疾患 <p>・定員 看護師等1名に対して2名程度</p>						

区分	内容																										
一時預かり	<p>保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難になる場合があります。</p> <p>こうした需要に対応するため、次のとおり一時預かり事業を実施しています。</p> <p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施施設 認定こども園、保育所、事業所内保育施設、子育て支援センター 																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th><th>施設数</th><th>施設名</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定こども園</td><td>私立 14 施設</td><td>幼保連携型認定こども園福岡幼稚園、 幼保連携型認定こども園坂ノ下保育園 幼保連携型認定こども園ふたばこども園、 幼保連携型認定こども園中田保育園、 認定こども園みづば保育園、 認定こども園国吉ちくば保育園、 認定こども園般若野保育園、認定こども園いづみ幼稚園、 幼保連携型認定こども園高岡保育園、 幼保連携型認定こども園若葉保育園、 認定こども園上関保育園、 幼保連携型認定こども園和田保育園、 高岡第一学園認定こども園福岡ひばり園 幼保連携型認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園</td><td></td></tr> <tr> <td>保育所</td><td>公立 2施設</td><td>中央保育園、伏木古府保育園</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>私立 14 施設</td><td>さくら保育園、南部保育園、成美保育園、 正徳保育園、伏木保育園、吉久ひなどり保育園、 国吉光徳保育園、石堤保育園、立野保育所、市野瀬保育園、 戸出北部保育園、すみれ保育園、つくし保育園、 戸出西部保育園</td><td></td></tr> <tr> <td>事業所内保育施設</td><td>私立 1施設</td><td>済生会高岡なでしこ保育園</td><td></td></tr> <tr> <td>地域子育て支援拠点</td><td>1施設</td><td>高岡子育て支援センター</td><td></td></tr> </tbody> </table>				施設区分	施設数	施設名		認定こども園	私立 14 施設	幼保連携型認定こども園福岡幼稚園、 幼保連携型認定こども園坂ノ下保育園 幼保連携型認定こども園ふたばこども園、 幼保連携型認定こども園中田保育園、 認定こども園みづば保育園、 認定こども園国吉ちくば保育園、 認定こども園般若野保育園、認定こども園いづみ幼稚園、 幼保連携型認定こども園高岡保育園、 幼保連携型認定こども園若葉保育園、 認定こども園上関保育園、 幼保連携型認定こども園和田保育園、 高岡第一学園認定こども園福岡ひばり園 幼保連携型認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園		保育所	公立 2施設	中央保育園、伏木古府保育園			私立 14 施設	さくら保育園、南部保育園、成美保育園、 正徳保育園、伏木保育園、吉久ひなどり保育園、 国吉光徳保育園、石堤保育園、立野保育所、市野瀬保育園、 戸出北部保育園、すみれ保育園、つくし保育園、 戸出西部保育園		事業所内保育施設	私立 1施設	済生会高岡なでしこ保育園		地域子育て支援拠点	1施設	高岡子育て支援センター	
施設区分	施設数	施設名																									
認定こども園	私立 14 施設	幼保連携型認定こども園福岡幼稚園、 幼保連携型認定こども園坂ノ下保育園 幼保連携型認定こども園ふたばこども園、 幼保連携型認定こども園中田保育園、 認定こども園みづば保育園、 認定こども園国吉ちくば保育園、 認定こども園般若野保育園、認定こども園いづみ幼稚園、 幼保連携型認定こども園高岡保育園、 幼保連携型認定こども園若葉保育園、 認定こども園上関保育園、 幼保連携型認定こども園和田保育園、 高岡第一学園認定こども園福岡ひばり園 幼保連携型認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園																									
保育所	公立 2施設	中央保育園、伏木古府保育園																									
	私立 14 施設	さくら保育園、南部保育園、成美保育園、 正徳保育園、伏木保育園、吉久ひなどり保育園、 国吉光徳保育園、石堤保育園、立野保育所、市野瀬保育園、 戸出北部保育園、すみれ保育園、つくし保育園、 戸出西部保育園																									
事業所内保育施設	私立 1施設	済生会高岡なでしこ保育園																									
地域子育て支援拠点	1施設	高岡子育て支援センター																									
<ul style="list-style-type: none"> 対象児童 主として認定こども園、幼稚園、保育所等に通っていない、生後4か月から就学前までの児童 利用料金 認定こども園、保育所 1日 2,400 円、半日 1,400 円 子育て支援センター 1時間 500 円 実施時間 認定こども園、保育所 午前8時30分から午後4時30分まで 子育て支援センター 午前10時から午後4時まで 利用区分等 																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非定型的保育サービス</td><td>保育が断続的に困難となる児童</td></tr> <tr> <td>緊急保育サービス</td><td>緊急・一時的に保育を必要とする児童</td></tr> <tr> <td>私的理由による保育サービス</td><td>保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため保育を必要とする児童</td></tr> </tbody> </table>				区分	要件	非定型的保育サービス	保育が断続的に困難となる児童	緊急保育サービス	緊急・一時的に保育を必要とする児童	私的理由による保育サービス	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため保育を必要とする児童																
区分	要件																										
非定型的保育サービス	保育が断続的に困難となる児童																										
緊急保育サービス	緊急・一時的に保育を必要とする児童																										
私的理由による保育サービス	保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため保育を必要とする児童																										

区分	内 容				
一時預かり	・利用状況 (単位:人)				
年度	非定型的保育利用延児童数	緊急保育利用延児童数	私的理由延児童数	合計	
R元年度	1,543	623	1,214	3,380	
R2年度	988	476	895	2,359	
R3年度	477	498	847	1,822	
R4年度	453	525	923	1,901	
R5年度	505	398	971	1,874	
R6年度	546	297	941	1,780	

【休日一時預かり事業】

休日の一時預かり事業の需要に対応するため、次のとおり休日一時預かり事業を実施しています。

- ・対象児童 生後4か月から就学前までの児童
- ・実施施設 幼保連携型認定こども園高岡保育園、認定こども園みづば保育園
- ・利用料金 1日 2,400円、半日 1,400円
- ・実施時間 午前8時30分から午後4時30分まで

【幼稚園型(教育時間外における預かり保育事業)】

幼稚園等の教育施設に通っている児童であっても、施設の定める教育時間外の預かりが必要になる場合に、幼稚園等での保育を行っています。

- ・対象児童 幼稚園等に在籍する満3歳以上の児童
- ・実施施設 認定こども園、幼稚園

施設区分		施設数	施設名
認定 こども園	公立	1施設	認定こども園福岡あおぞらこども園
	私立	21 施設	幼保連携型認定こども園福岡幼稚園、 幼保連携型認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園、 認定こども園こばと幼稚園、 幼保連携型認定こども園坂ノ下保育園、 幼保連携型認定こども園ふたばこども園、 幼保連携型認定こども園中田保育園、 認定こども園みづば保育園、認定こども園いづみ幼稚園、 高岡第一学園認定こども園第二幼稚園、 認定こども園国吉ちくば保育園、認定こども園般若野保育園、 幼保連携型認定こども園高岡保育園、 幼保連携型認定こども園若葉保育園、 認定こども園上関保育園、能町保育園、 幼保連携型認定こども園和田保育園、

				認定こども園野村保育園、認定こども園定塚保育園、 認定こども園ひかり幼稚園、 高岡第一学園認定こども園福岡ひばり園、といでこども園
幼稚園	私立	3施設		高岡第一学園附属第一幼稚園、 高岡第一学園附属第三幼稚園、 高岡第一学園附属第五幼稚園、

(8)私立教育・保育施設運営費補助事業

民間教育・保育施設における保育所運営の充実を図るため、次により補助を行っています。

令和6年度実績

(単位:千円)

No.	補助金名	内 容	補助額
1	運営管理事業費補助金	施設の運営管理に係る経費への補助	4,532
2	職員管理研修費補助金	職員の運営管理、資質向上のための研修に要する費用を補助	1,498
3	延長保育促進事業補助金	延長保育に要する費用を補助	71,127
4	病児保育事業補助金 (病児対応型)	病気の児童を受け入れるための看護師等に要する費用を補助	22,888
5	病児保育事業補助金 (病後児対応型)	病気の回復期の児童を受け入れるための看護師等に要する費用を補助	25,574
6	病児保育事業補助金 (体調不良児対応型)	在園中に体調不良となった児童の保育に要する費用を補助	113,164
7	一時預かり事業補助金	一時預かり保育に要する費用を補助	78,856
8	障がい児保育事業補助金	重度の障がい児の保育に要する費用を補助	42,605
9	年度途中入所促進事業補助金	年度途中入所を円滑に受け入れるための保育士配置に要する費用を補助	18,080
10	すこやか保育推進補助金	乳児受入のための、看護師等の配置に要する費用を補助	10,411
11	医療的ケア児保育事業費補助金	医療的ケア児受入れのための、看護師等の配置に要する費用を補助	11,260
12	借入金償還元金補助金	施設の新築・改築のために独立行政法人福祉医療機構等から資金を借入れた場合、その元金分を補助	10,409
13	借入金利子補給金	施設の新築・改築のために独立行政法人福祉医療機構等から資金を借入れた場合、その利子分を補助	722
14	施設整備事業補助金	施設の新築・改築に要する費用を補助	63,035
15	新型コロナウイルス感染症予防 対策補助金	新型コロナウイルス感染症対策のための備品・消耗品等の購入に要する費用を補助	0
計			474,161

(9)高岡市保育士等就労助成事業

保育士等の人才確保を推進し子育て環境の充実を図るため、市内私立園に就労した保育士等に助成金を支給しています。

・就労奨励金

正規保育士等として就労した場合、1人あたり 20 万円支給

・県外者支援金(基本分)

上記就労奨励金の要件を満たし、県内へ UIJ ターンした場合、引っ越し等の費用として、1人あたり上限 20 万円支給

・県外者支援金(市内移住支援分)

上記(基本分)のうち、本市に移住した場合、1人あたり 10 万円加算

・継続就労奨励金

正規保育士等に就労して4年目を迎えた場合、1人あたり 10 万円支給

・就労奨励金(短時間勤務)

短時間勤務で保育士等に就労した場合、就労して2年目を迎えた場合、1人あたり5万円支給

(10)こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)

保護者の就労状況にかかわらず保育所等にこどもを預けられる「こども誰でも通園制度」の試行的事業を、令和6年度から富山県内で初めて開始し、制度化された令和7年度以降も継続して取り組んでいます。

実施施設	はおかげ保育園(公立)
利用対象者	高岡市在住の0歳6か月から満3歳未満の未就園児
利用時間	月 10 時間を上限
利用料金	こども一人1時間あたり 300 円(別途、給食費 300 円等)
利用定員	一日1時間あたり3人程度
利用方法	定期利用(曜日や時間を固定)又は柔軟利用(曜日や時間を固定せず柔軟に利用)

2. 地域における子育て環境の整備

(1)児童厚生施設活動事業(児童福祉法第40条)

区分	内容																				
児童館、児童センター	<p>1 施設運営方針 児童館・児童センターは、地域における児童健全育成活動の拠点として児童に健全な遊びを与え、児童の健康増進と情操を豊かにするための各種事業を行う。 また、施設がその機能を十分に發揮するために母親クラブ、児童クラブ、老人会、小学校等地域組織、子育て支援センター等との連携に努める。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 児童に対する事業 ア 日常の活動 遊びやすい環境づくりや体力増進づくりに努める。いろいろな遊びの大会や季節行事、児童が取り組める身近なボランティア活動を行う。 イ 各種教室およびクラブ 興味や関心を持つ児童たちで各種の教室やクラブを結成し、活動する。 ウ 親子ふれあい活動 親子で行事に参加することによりふれあいの場を創出する。</p> <p>(2) 地域との交流事業 各地域組織との交流を深めることにより、事業の推進に努める。</p> <p>(3) 高齢者との交流事業 伝承遊び等をとおして、お年寄りと児童との交流を図り、お年寄りを敬う心や思いやりの心を育てる。</p> <p>(4) 子育てサロン事業 未就園児の親子に遊び場を提供するとともに、育児に関する相談指導・情報提供等の子育て家庭への支援を行う。</p> <p>(5) 子ども相談事業 家庭における児童の育成に関する諸問題について、相談に応じる。</p> <p>3 施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>場所</th><th>開館時間</th><th>休館日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伏木児童館</td><td>伏木東一宮 17-3 Tel 44-0595</td><td>月～土曜日 午前10時～午後5時30分</td><td>日曜日、祝祭日、年末・年始</td></tr> <tr> <td>野村児童センター</td><td>野村 898-4 Tel 23-3893</td><td rowspan="3">火～日曜日 午前10時～午後5時30分 (第3日曜日を除く)</td><td rowspan="3">月曜日(第3日曜日の翌日を除く)、 第3日曜日、祝祭日、年末・年始</td></tr> <tr> <td>戸出児童センター</td><td>戸出町 3-19-31 Tel 63-2370</td></tr> <tr> <td>西部児童センター</td><td>千石町 1-16 Tel 26-1347</td></tr> <tr> <td>福岡児童館</td><td>福岡町福岡新 579-1 Tel 64-2919</td><td>月～土曜日 午前10時～午後5時30分</td><td>日曜日、祝祭日、年末・年始</td></tr> </tbody> </table>	施設名	場所	開館時間	休館日	伏木児童館	伏木東一宮 17-3 Tel 44-0595	月～土曜日 午前10時～午後5時30分	日曜日、祝祭日、年末・年始	野村児童センター	野村 898-4 Tel 23-3893	火～日曜日 午前10時～午後5時30分 (第3日曜日を除く)	月曜日(第3日曜日の翌日を除く)、 第3日曜日、祝祭日、年末・年始	戸出児童センター	戸出町 3-19-31 Tel 63-2370	西部児童センター	千石町 1-16 Tel 26-1347	福岡児童館	福岡町福岡新 579-1 Tel 64-2919	月～土曜日 午前10時～午後5時30分	日曜日、祝祭日、年末・年始
施設名	場所	開館時間	休館日																		
伏木児童館	伏木東一宮 17-3 Tel 44-0595	月～土曜日 午前10時～午後5時30分	日曜日、祝祭日、年末・年始																		
野村児童センター	野村 898-4 Tel 23-3893	火～日曜日 午前10時～午後5時30分 (第3日曜日を除く)	月曜日(第3日曜日の翌日を除く)、 第3日曜日、祝祭日、年末・年始																		
戸出児童センター	戸出町 3-19-31 Tel 63-2370																				
西部児童センター	千石町 1-16 Tel 26-1347																				
福岡児童館	福岡町福岡新 579-1 Tel 64-2919	月～土曜日 午前10時～午後5時30分	日曜日、祝祭日、年末・年始																		

4 利用状況					
年 度 施設名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
伏木児童館	5,726 人	6,588 人	5,802 人	5,186 人	7,979 人
福岡児童館	7,718 人	7,800 人	10,468 人	11,899 人	15,058 人
野村児童センター	9,508 人	10,223 人	11,863 人	13,611 人	13,817 人
戸出児童センター	12,909 人	12,003 人	15,418 人	18,500 人	22,798 人
西部児童センター	5,610 人	5,643 人	8,428 人	10,410 人	11,108 人

(2)地域子育て支援センター事業

子育て家庭に対する育児不安等への相談・指導や、子育てサークル・子育て支援ボランティア等の育成支援並びに子育て情報の収集や提供を行います。

また、市内の保育所が特別保育事業を実施する場合の支援を行うとともに、児童館・児童センター、関係機関等との連携を図りながら、地域全体で子育てを支援するネットワーク推進の中核として、市内の子育て家庭に対する支援活動の企画・調整を行います。

- ① 対 象 市内子育て家庭の児童およびその保護者
- ② 費 用 の 徴 収 無料
- ③ 開設状況(R7.4.1現在)

施 設 名	開 設 場 所	実 施 時 間
高岡子育て支援センター	高岡市御旅屋町 101 (御旅屋セリオ8階)	木曜日～火曜日 10時～16時
福岡子育て支援センター	高岡市福岡町大滝 22 (福岡健康福祉センター内)	月曜日～金曜日 9時～16時
万葉なかよし保育園 子育て支援センター	高岡市二上町 1105-1 (万葉なかよし保育園内)	月曜日～金曜日 9時30分～15時30分

※この他、下記施設において、それぞれ年2回の巡回支援を実施している。

伏木子育て支援室 (フレンドリーふしき)	高岡市伏木東一宮 17-3 (伏木児童館内)
野村子育て支援室 (フレンドリーのむら)	高岡市野村 898-4 (野村児童センター内)
西部子育て支援室 (フレンドリーせいぶ)	高岡市千石町 1-16 (西部児童センター内)
戸出子育て支援室 (フレンドリーといで)	高岡市戸出町 3-19-31 (戸出児童センター内)
福岡子育て支援室 (フレンドリーふくおか)	高岡市福岡町福岡新 579-1 (福岡児童館内)

④ 利用状況

・開設日数および利用件数

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
開設日数	253 日	308 日	307 日	309 日	308 日
来所利用数	17,225 組	20,114 組	19,967 組	25,030 組	23,714 組
相談利用数	3,534 件	5,189 件	5,619 件	4,679 件	5,939 件
(内訳)来所相談数	3,252 件	4,066 件	4,695 件	4,062 件	5,476 件
(内訳)電話相談数	151 件	285 件	128 件	31 件	92 件
(内訳)教室相談数	131 件	838 件	796 件	586 件	371 件

・年齢別相談件数

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳	1,667 件	2,491 件	2,665 件	2,108 件	2,580 件
1歳	1,109 件	1,823 件	1,641 件	1,322 件	2,113 件
2歳	453 件	630 件	1,026 件	757 件	719 件
3歳以上	305 件	245 件	284 件	492 件	527 件
合計	3,534 件	5,189 件	5,619 件	4,679 件	5,939 件

・相談内容

相談項目	R2年度 (%)	R3年度 (%)	R4年度 (%)	R5年度 (%)	R6年度 (%)
基本的生活習慣(睡眠、食事、排泄等)	931件 (26)	1,631件 (31)	1,479件 (26)	1,355件 (29)	1,524件 (26)
発育・発達(歩行、言葉、社会性、性格、肥満等)	1,164件 (33)	1,515件 (29)	1,910件 (34)	1,372件 (29)	1,716件 (29)
医学的な問題(皮膚疾患、風邪症状、発熱、投薬等)	198件 (6)	274件 (5)	355件 (6)	328件 (7)	346件 (6)
生活環境(家庭内、近隣、地域等)	197件 (6)	384件 (7)	440件 (8)	326件 (7)	435件 (7)
育児方法(健康面、しつけ、教育の仕方等)	343件 (10)	396件 (8)	461件 (8)	379件 (8)	487件 (8)
その他(学校、園生活、情報提供等)	704件 (20)	989件 (19)	974件 (17)	919件 (20)	1,431件 (24)

・育児教室内容

分 野	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
発育	(56回) 621名	(71回) 776名	(81回) 913名	(117回) 1,247名	(95回) 1,199名
情操	(9回) 95名	(19回) 243名	(21回) 237名	(22回) 373名	(20回) 305名
健康・食事	(20回) 213名	(28回) 322名	(30回) 325名	(31回) 362名	(19回) 220名
救急	(1回) 9名	(2回) 16名	(2回) 14名	(2回) 31名	(2回) 36名
親育ち	(5回) 64名	(24回) 159名	(24回) 158名	(22回) 141名	(21回) 149名
その他	(23回) 277名	(38回) 390名	(164回) 1,874名	(110回) 1,135名	(73回) 769名

(3)子育てサロン

認定こども園、幼稚園及び保育所は、家庭養育を支援する機能を備えています。

地域の子育てを支援するため、各施設において子育てサロンを実施しています。

内容 遊び場の提供(遊びの部屋・園庭の開放)、親同士の仲間作り、相談助言、
育児に関する情報交換

【公立認定こども園】

令和7年4月1日現在

施設名	実施日	時間
福岡あおぞらこども園	月1～2回木曜日	10:00～11:00

【私立認定こども園】

令和7年4月1日現在

施設名	実施日	時間
幼保連携型認定こども園かたかご幼稚園かたかご保育園	月3回 曜日不定	10:00～11:30
幼保連携型認定こども園福岡幼稚園	月1回水曜日	10:00～11:00
認定こども園こばと幼稚園	月1回 曜日不定(幼) 月1回 火曜日(保)	10:30～11:40 10:15～11:00
幼保連携型認定こども園坂ノ下保育園	年10回程度	10:00～11:30
幼保連携型認定こども園ふたばこども園	毎週水曜日	9:30～11:00
幼保連携型認定こども園中田保育園	第2・4火曜日	10:00～11:00
認定こども園みづば保育園	毎週水・木曜日	10:00～12:00
認定こども園いづみ幼稚園	毎週月曜日(1・2歳児) 月1回木曜日(未就園児)	10:00～11:30 10:00～11:30
認定こども園国吉ちくば保育園	月1～2回 曜日不定	10:00～11:00
認定こども園般若野保育園	月2～3回水曜日	10:00～11:00

施設名	実施日	時間
幼保連携型認定こども園高岡保育園	毎週火・金曜日	10:00～11:00
幼保連携型認定こども園若葉保育園	第4火曜日	10:00～11:00
認定こども園上関保育園	月1～2回木曜日	10:00～10:40
能町保育園	第1木曜日	10:00～11:00
高岡第一学園認定こども園第二幼稚園	月1回木曜日	10:00～11:00
幼保連携型認定こども園和田保育園	平日曜日不定	8:30～9:00
認定こども園野村保育園	第4水曜日	10:00～11:00
認定こども園定塚保育園	第1・3・4水曜日	10:00～11:00
認定こども園ひかり幼稚園	月1回	10:00～11:00
高岡第一学園認定こども園福岡ひばり園	第3水曜日	9:40～11:00
といでこども園	毎週水曜日	10:00～11:00

【私立幼稚園】

令和7年4月1日現在

施設名	実施日	時間
高岡第一学園附属第一幼稚園	月1回	10:20～11:20
高岡第一学園附属第三幼稚園	月1回	10:20～11:20
高岡第一学園附属第五幼稚園	月1回	10:00～11:10

【公立保育所】

令和7年4月1日現在

施設名	実施日	時間
中央保育園	月2回木曜日	10:00～11:00
西部保育園	月2回水曜日	10:00～11:00
伏木古府保育園	月2回水曜日	10:00～11:00
佐野保育園	月2回木曜日	10:00～11:00
太田保育園	月2回木曜日	10:00～11:00
二塚保育園	月2回水曜日	10:00～11:00
川原保育園	月2回水曜日	10:00～11:00
はおか保育園	月2回火曜日	10:00～11:00
牧野かぐら保育園	月2回水曜日	10:00～11:00

【私立保育所】

令和7年4月1日現在

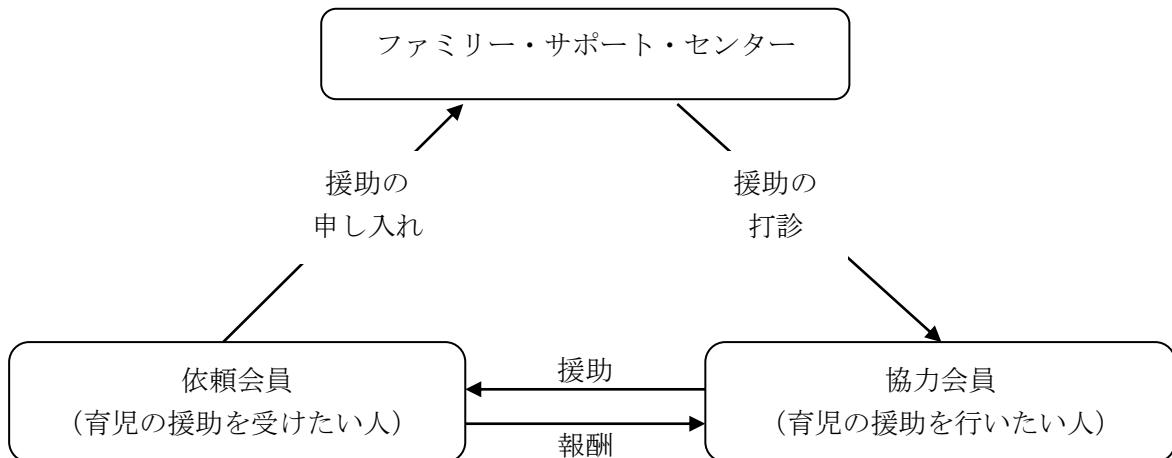
施設名	実施日	時間
南部保育園	第2火曜日	10:00～11:00
正徳保育園	第3木曜日	10:00～11:00
伏木保育園	第2水曜日	10:00～11:00

施設名	実施日	時間
吉久ひなどり保育園	月2回火曜日	10:00～11:00
国吉光徳保育園	月1回木曜日	10:00～11:00
石堤保育園	毎週火曜日	10:00～11:00
立野保育所	毎週木曜日	10:00～11:30
市野瀬保育園	月2～3回木曜日	10:00～11:00
戸出北部保育園	月2回木曜日	10:00～11:00
すみれ保育園	第2・4火曜日	10:00～11:00
つくし保育園	第3水曜日	10:00～11:00
戸出西部保育園	月2回水曜日	10:00～11:00
牧野みどり保育園	月1回水曜日	10:00～11:00

(4)高岡市ファミリー・サポート・センター事業

(高岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱)

育児の援助を行いたい者と当該援助を受けたい者からなる会員組織として「ファミリー・サポート・センター」を設立し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことを支援する事業を実施することにより、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに地域の子育て支援を行います。



・事務局所在地 高岡市本丸町7-1 時の回廊ギャラリーlien

TEL 23-6116 Fax 23-6220

・運営主体 公益財団法人たかおか女性アカデミー

・開所時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

・育児の対象 0歳児～小学6年生

・利用金額(報酬)

基本時間(月～金 7:00～19:00)	700 円／時間
基本時間外(月～金 19:00～)	900 円／時間
土・日・祝日・年末年始	900 円／時間

軽度の病児保育	900 円／時間
複数の子ども(兄弟姉妹)を預ける場合は、2人目から報酬額が半額	

・利用実績

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
依頼会員	522 人	558 人	595 人	628 人	660 人
協力会員	150 人	153 人	158 人	156 人	154 人
両方会員	49 人	48 人	53 人	55 人	54 人
援助件数	372 件	343 件	567 件	351 件	351 件

(5)放課後児童健全育成事業(高岡市放課後児童健全育成事業実施要綱)

原則として昼間保護者のいない家庭の児童に対し、放課後等に適切な遊びおよび生活の場を与えるため、地域住民の積極的な協力を得て児童育成クラブを設置し、家庭、地域と一体となり、児童の健全育成に努めています。

【公設民営クラブ】

令和7年4月1日現在

名 称	所在地	電 話	開 設
太田校下児童育成クラブ	太田 3382-2 太田地域交流センター	090-8157-4765	S57.4
伏木たつの子育成クラブ	伏木東一宮 17-1 伏木小学校	44-0241	H9.9
古府校下児童育成クラブ第一	伏木古府元町 4-1 古府小学校	44-0211	H14.4
古府校下児童育成クラブ第二	伏木古府元町 4-1 古府小学校	44-0211	H30.8
牧野校下児童育成クラブ	中曾根 6-1 牧野小学校前隣接地	84-3639	H16.4
牧野校下第二児童育成クラブ	中曾根 6-1 牧野小学校前隣接地	73-8402	H31.4
能町校下児童育成クラブ	能町南 2-110 能町小学校敷地内	21-5920	H2.4
能町校下児童育成クラブ第二	能町南 2-110 能町小学校	22-2707	R2.4
能町おおぞら児童育成クラブ	能町南 2-110 能町小学校敷地内	30-6250	H28.4
能町おおぞら児童育成クラブ第二	能町南 2-110 能町小学校敷地内	30-6255	H30.5
西条こばとキッズ	横田町 3-4-1 高岡西部小学校	22-1015	H12.4
横田校下児童育成クラブ	横田町 3-4-1 高岡西部小学校	23-5218	H13.12
川原校下児童育成クラブ	横田町 3-4-1 高岡西部小学校	22-1282	H16.7
博労校下このゆびとまれ児童育成クラブ	博労本町 5-1 博労小学校	26-1874	H6.10
高陵校区児童育成クラブ第1	中川町 5-1 高陵小学校	22-0803	R4.4
高陵校区児童育成クラブ第2	東中川町 10 番 15 号 定塚地域交流センター	090-3888-1919	R4.4
成美校下ひばり児童育成クラブ	京町 1-1 成美小学校	21-0170	H5.4
下関校下あさがお児童育成クラブ	東上関 8 下関小学校	22-1370	H12.4
野村校下児童育成クラブ	野村 898-4 野村児童センター敷地内	23-5535	H9.9

名 称	所在地	電 話	開 設
野村いわせの児童育成クラブ	蓮花寺 585 野村地域交流センター敷地内	23-1880	H21.9
野村あきはぎ児童育成クラブ	野村 405 野村小学校	22-3088	H28.4
二塚校下ひまわり児童育成クラブ	二塚 1260 二塚小学校	22-3899	H15.4
南条校下児童育成クラブ	佐野 3838 南条小学校	28-6364	H8.4
木津っ子のびのびクラブ	木津 312-1 木津小学校	28-6537	H12.3
万葉にこにこクラブ	二上町 1100 万葉小学校	22-1164	H16.9
東五位地区児童育成クラブ	柴野内島 202 五位小学校	31-5871	H3.4
千鳥丘校下児童育成クラブ	柴野内島 202 五位小学校	31-0481	H15.4
石堤学童クラブ	石堤 459 石堤地域交流センター	31-2119	H19.4
国吉元気キッズクラブ	国吉 1099 国吉ちくば保育園敷地内	31-1338	H13.5
国吉元気キッズクラブジュニア	佐加野 2384 国吉義務教育学校	22-1957	H29.4
戸出西部校下児童育成クラブ	戸出町 5-11-1 戸出西部小学校	63-7330	H8.4
戸出東部っ子ふれあいクラブ	戸出大清水 33 戸出東部小学校	63-0254	H12.4
中田校下児童育成クラブ	下麻生 1108 中田コミュニティセンター	36-2387	H7.4
福岡校下児童育成クラブ第一	福岡町福岡新 579-1 さくら会館 1F	64-6130	H29.4
福岡校下児童育成クラブ第二	福岡町福岡新 579-1 さくら会館 3F	64-6130	H17.11

【民設民営クラブ】

名 称(事業主体)	所在地	電 話	開 設
すまいるキッズ塩谷道場 (NPO 法人 笑顔スポーツ学園)	石瀬 6-1 塩谷建設株式会社敷地内	070-2825-8513	R2.4
放課後児童クラブ・木津 キッズハウス にじいろ(一般社団法人ミラリレ)	木津 601-1	95-5773	R2.4
高岡シャタイナー学童保育 (NPO 法人 子どもとみらいの学びを考える会)	戸出町 4-3-33	090-8506-4372	R5.4
放課児童クラブ ゲラゲラクラブ (株式会社 SAKURA)	問屋町 201	54-5505	R5.4
ホップスポーツスタジオ (株式会社ホップ)	野村 557	080-4149-6457	R6.4
高岡インターナショナル学童 (株式会社禪)	野村 503	070-9032-1873	R7.4

(6) 地域子育て広場事業(高岡市地域子育て広場事業費補助金交付要綱)

地域の力を生かした子育ての新たな支え合いを推進するため、地域住民やボランティア・NPO 活動を行う組織・団体等が、地域において多様な形で取組む自主的なこどもの居場所づくり及び親子の交流の促進を進める活動を行っています。

- 実施箇所数

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3	3	3	3	8

(7) 地域組織活動育成事業(高岡市地域組織活動育成事業費補助金交付要綱)

地域において児童を健全に育成することを目的として、親子および世代間の交流・文化活動や児童養育に関する研修活動、児童の事故防止等活動、その他児童福祉の向上に寄与する活動を行っています。

令和7年4月1日現在

名称	所在地	組織年月日	拠点となる施設
成美ひばり地域活動クラブ	大坪町 3-7-56	S40.4	成美公民館
伏木児童館子育て応援クラブ	伏木東一宮 17-3	S48.4	伏木児童館
野村児童センター母親クラブ	野村 898-4	S56.4	野村児童センター
戸出児童センター子育て支援クラブ	戸出町 3-19-31	S62.4	戸出児童センター
西部児童センター西条母親クラブ	千石町 1-16	H1.4	西部児童センター
定塚母親クラブ	中川本町 12-6	H2.4	定塚公民館
二塚母親クラブ	二塚 2211-3	H3.4	二塚公民館
東五位地域活動クラブ	内島 151	H2.4	東五位公民館
横田しつ子地域活動クラブ	千石町 1-16	H3.4	西部児童センター
下老子母親クラブ	福岡町下老子 156-4	R4.4	下老子コミュニティセンター

3. 子育て家庭等への経済的支援

(1) 医療費助成事業

区分	内容																										
こども・妊産婦医療費助成事業 (富山県乳児・幼児及び妊産婦医療費助成事業補助金交付要綱) (高岡市こども医療費助成条例)	<p>○こども医療費助成事業 疾病の早期発見と適正な医療の確保を図り、子どもの健康の保持と福祉の増進に資するため、子どもの医療費の一部を保護者に助成します。</p> <p>・乳児医療費助成</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>登録者数</th><th>延件数</th><th>助成額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td><td>983人</td><td>13,500件</td><td>38,901,813円</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>1,011人</td><td>15,515件</td><td>43,856,341円</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>968人</td><td>15,939件</td><td>41,159,642円</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>847人</td><td>15,766件</td><td>40,866,113円</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>824人</td><td>14,131件</td><td>38,556,774円</td></tr> </tbody> </table>			年度	登録者数	延件数	助成額	令和2年度	983人	13,500件	38,901,813円	令和3年度	1,011人	15,515件	43,856,341円	令和4年度	968人	15,939件	41,159,642円	令和5年度	847人	15,766件	40,866,113円	令和6年度	824人	14,131件	38,556,774円	
年度	登録者数	延件数	助成額																								
令和2年度	983人	13,500件	38,901,813円																								
令和3年度	1,011人	15,515件	43,856,341円																								
令和4年度	968人	15,939件	41,159,642円																								
令和5年度	847人	15,766件	40,866,113円																								
令和6年度	824人	14,131件	38,556,774円																								
<p>・こども(入院)医療費助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>登録者数</th><th>延件数</th><th>助成額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td><td>17,184人</td><td>504件</td><td>23,897,855円</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>16,901人</td><td>620件</td><td>30,009,752円</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>16,669人</td><td>557件</td><td>26,849,207円</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>19,890人</td><td>840件</td><td>44,526,486円</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>19,489人</td><td>832件</td><td>43,720,876円</td></tr> </tbody> </table>			年度	登録者数	延件数	助成額	令和2年度	17,184人	504件	23,897,855円	令和3年度	16,901人	620件	30,009,752円	令和4年度	16,669人	557件	26,849,207円	令和5年度	19,890人	840件	44,526,486円	令和6年度	19,489人	832件	43,720,876円	
年度	登録者数	延件数	助成額																								
令和2年度	17,184人	504件	23,897,855円																								
令和3年度	16,901人	620件	30,009,752円																								
令和4年度	16,669人	557件	26,849,207円																								
令和5年度	19,890人	840件	44,526,486円																								
令和6年度	19,489人	832件	43,720,876円																								
<p>(経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成7年6月1日より、幼児(満1歳児～小学校就学の始期に達するまで)の健康と保健の向上を目的に入院医療費助成を開始した。 ➢ 平成20年10月1日より、助成対象を満1歳から小学校3年生までに拡大した。 ➢ 平成22年4月1日より、助成対象を満1歳から小学校6年生までに拡大した。 ➢ 平成24年10月1日より、助成対象を満1歳から中学校3年生までに拡大した。 ➢ 令和5年4月1日より、助成対象を満1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大した。 																											
<p>・こども(通院)医療費助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>登録者数</th><th>延件数</th><th>助成額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td><td>17,184人</td><td>192,917件</td><td>349,324,398円</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>16,901人</td><td>220,928件</td><td>413,783,314円</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>16,669人</td><td>225,787件</td><td>429,415,388円</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>19,890人</td><td>286,260件</td><td>557,911,701円</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>19,489人</td><td>290,107件</td><td>558,088,164円</td></tr> </tbody> </table>				年度	登録者数	延件数	助成額	令和2年度	17,184人	192,917件	349,324,398円	令和3年度	16,901人	220,928件	413,783,314円	令和4年度	16,669人	225,787件	429,415,388円	令和5年度	19,890人	286,260件	557,911,701円	令和6年度	19,489人	290,107件	558,088,164円
年度	登録者数	延件数	助成額																								
令和2年度	17,184人	192,917件	349,324,398円																								
令和3年度	16,901人	220,928件	413,783,314円																								
令和4年度	16,669人	225,787件	429,415,388円																								
令和5年度	19,890人	286,260件	557,911,701円																								
令和6年度	19,489人	290,107件	558,088,164円																								

	<p>(経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成8年6月より、第3子以降の3歳未満を対象に開始した。 ➢ 平成12年7月1日より、助成対象を満1歳から満4歳までに拡大した。 ➢ 平成13年4月1日より、助成対象を満1歳から就学前児までに拡大した。 ➢ 平成20年10月1日より、助成対象を満1歳から小学校3年生までに拡大した。 ➢ 平成24年10月1日より、助成対象を満1歳から小学校6年生までに拡大した。 ➢ 令和5年4月1日より、助成対象を満1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大した。 <p>○妊娠婦医療費助成事業</p> <p>疾病の早期発見と適正な医療により、母子の健康保持及び増進を図ることを目的に、医療費のうち自己負担分を助成します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>登録者数</th><th>延件数</th><th>助成額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td><td>85人</td><td>1,199件</td><td>13,651,129円</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>95人</td><td>1,093件</td><td>17,537,343円</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>72人</td><td>969件</td><td>17,629,929円</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>57人</td><td>741件</td><td>9,169,315円</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>74人</td><td>753件</td><td>9,246,205円</td></tr> </tbody> </table>	年度	登録者数	延件数	助成額	令和2年度	85人	1,199件	13,651,129円	令和3年度	95人	1,093件	17,537,343円	令和4年度	72人	969件	17,629,929円	令和5年度	57人	741件	9,169,315円	令和6年度	74人	753件	9,246,205円
年度	登録者数	延件数	助成額																						
令和2年度	85人	1,199件	13,651,129円																						
令和3年度	95人	1,093件	17,537,343円																						
令和4年度	72人	969件	17,629,929円																						
令和5年度	57人	741件	9,169,315円																						
令和6年度	74人	753件	9,246,205円																						
不妊治療費助成事業	<p>体外受精及び顕微授精による不妊治療(以下「特定不妊治療」という。)を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に要する医療費の一部を助成します。</p> <p>(対象者)市内に1年以上居住している又はその見込みであって、指定医療機関において特定不妊治療を受けている夫婦。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>延件数</th><th>助成額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td><td>361件</td><td>24,664,581円</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>332件</td><td>23,122,672円</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>125件</td><td>8,575,218円</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>124件</td><td>8,199,329円</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>178件</td><td>12,041,220円</td></tr> </tbody> </table>	年度	延件数	助成額	令和2年度	361件	24,664,581円	令和3年度	332件	23,122,672円	令和4年度	125件	8,575,218円	令和5年度	124件	8,199,329円	令和6年度	178件	12,041,220円						
年度	延件数	助成額																							
令和2年度	361件	24,664,581円																							
令和3年度	332件	23,122,672円																							
令和4年度	125件	8,575,218円																							
令和5年度	124件	8,199,329円																							
令和6年度	178件	12,041,220円																							
養育医療給付	<p>身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児(0歳)に対して、その治療に必要な医療費のうち自己負担分を助成している。</p> <p>(対象)指定養育医療機関の医師が入院治療を必要と認めた乳児</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>延件数</th><th>助成額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td><td>78件</td><td>8,828,299円</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>67件</td><td>6,971,171円</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>73件</td><td>7,620,245円</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>73件</td><td>7,884,364円</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>55件</td><td>6,270,761円</td></tr> </tbody> </table>	年度	延件数	助成額	令和2年度	78件	8,828,299円	令和3年度	67件	6,971,171円	令和4年度	73件	7,620,245円	令和5年度	73件	7,884,364円	令和6年度	55件	6,270,761円						
年度	延件数	助成額																							
令和2年度	78件	8,828,299円																							
令和3年度	67件	6,971,171円																							
令和4年度	73件	7,620,245円																							
令和5年度	73件	7,884,364円																							
令和6年度	55件	6,270,761円																							

不育症治療費助成	<p>不育症の診断に係る検査および診断を受けた者が妊娠した際に行われるヘパリンを主とした治療にかかる医療費の一部を助成することで、検査・治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図っています。※検査および治療は保険適用のものであること（対象者）市内に1年以上居住している又はその見込みであって、医療保険に加入している夫婦</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">年度</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">延件数</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">助成額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">令和2年度</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">15 件</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">490,754 円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">令和3年度</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">9 件</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">530,510 円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">令和4年度</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">10 件</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">225,630 円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">令和5年度</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">10 件</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">231,440 円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">令和6年度</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">10 件</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">147,660 円</td></tr> </tbody> </table>	年度	延件数	助成額	令和2年度	15 件	490,754 円	令和3年度	9 件	530,510 円	令和4年度	10 件	225,630 円	令和5年度	10 件	231,440 円	令和6年度	10 件	147,660 円
年度	延件数	助成額																	
令和2年度	15 件	490,754 円																	
令和3年度	9 件	530,510 円																	
令和4年度	10 件	225,630 円																	
令和5年度	10 件	231,440 円																	
令和6年度	10 件	147,660 円																	

(2) 児童手当(児童手当法)

国、県、市および事業主が費用を持ち合い、家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成および資質の向上を図るために、高校生年代までの児童を養育している人に支給します。

なお、令和6年10月1日より児童手当法改正に伴い制度が拡充されました。

○手当を受けられる人(受給者)

拡充前(令和6年9月分まで)	拡充後(令和6年10月分以降)
中学校修了前の児童を養育している保護者 および入所施設等の設置者	高校生年代までの児童を養育している保護者 および入所施設等の設置者

○手当額

児童の年齢	拡充前(令和6年9月分まで)	拡充後(令和6年10月分以降)
3歳未満	一律 : 15,000 円	第1子・第2子 : 15,000 円 第3子以降 : 30,000 円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子 : 10,000 円 第3子以降 : 15,000 円	第1子・第2子 : 10,000 円 第3子以降 : 30,000 円
中学生	一律 : 10,000 円	第1子・第2子 : 10,000 円 第3子以降 : 30,000 円
高校生	支給なし	第1子・第2子 : 10,000 円 第3子以降 : 30,000 円
特例給付	一律 5,000 円	所得制限撤廃により廃止

※制度拡充前は、児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合特例給付として月額一律 5,000 円を支給。

○支給時期

拡充前(令和6年9月分まで)	拡充後(令和6年10月分以降)
年3回(2月、6月、10月) ※各前月までの4カ月分を支給	年6回(偶数月) ※各前月までの2カ月分を支給

○所得制限

・拡充前(令和6年9月 30 日まで)

扶養親族等の数	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額	収入額(目安)	所得額	収入額(目安)
0人	622 万円	833.3 万円	858 万円	1,071 万円
1人	660 万円	875.6 万円	896 万円	1,124 万円
2人	698 万円	917.8 万円	934 万円	1,162 万円
3人	736 万円	960 万円	972 万円	1,200 万円
4人	774 万円	1,002 万円	1,010 万円	1,238 万円

① 所得制限限度額:児童手当の所得上限額。この額を超えると特例給付。

② 所得上限限度額:特例給付の所得上限額。この額を超えると支給対象外。

※扶養親族数の数が5人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき 38 万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70 歳以上の者に限る)または老人扶養親族であるときは 44 万円)を加算した額。

・拡充後(令和6年 10 月 1 日以降)

所得制限が撤廃され、対象児童を養育するすべての世帯が児童手当の支給対象となります。

○支給実績

・令和6年度は、令和6年2月～5月分を6月に、令和6年6月～9月分を10月に、
令和6年10月、11月分を12月に、令和6年12月、令和7年1月分を令和7年2月に支給しました。

年度	受給者数	うち児童手当	うち特例給付
令和2年度	10,823 人	10,248 人	575 人
令和3年度	10,503 人	9,920 人	583 人
令和4年度	9,958 人	9,662 人	296 人
令和5年度	9,538 人	9,239 人	299 人
令和6年度	11,438 人	11,438 人	—

※児童手当件数には施設(1件)、里親(1件)分を含む。

※令和6年度制度改正により特例給付は廃止。

(参考)改正前うち特例給付 285 件

拡充前(令和6年9月 30 日まで)支給状況

区分			支給額	延児童数	支払額
児童手当	0歳～3歳未満	被用者	第1子	15,000	7,919
			第2子	15,000	6,618
			第3子以降	15,000	2,342
			計	16,879	253,185,000
	小学3校歳修了以上前	非被用者	第1子	15,000	845
			第2子	15,000	534
			第3子以降	15,000	403
			計	1,782	26,730,000
	中学校修了後前	被用者	第1子	10,000	31,240
			第2子	10,000	23,687
			第3子以降	15,000	6,980
			計	61,907	653,970,000
	中学校修了後前	非被用者	第1子	10,000	4,175
			第2子	10,000	3,121
			第3子以降	15,000	1,122
			計	8,418	89,790,000
合計				114,212	1,275,935,000
特例給付	0歳～3歳未満	被用者	第1子	5,000	150
			第2子	5,000	119
			第3子以降	5,000	43
			計	312	1,560,000
	小学3校歳修了以上前	非被用者	第1子	5,000	26
			第2子	5,000	8
			第3子以降	5,000	14
			計	48	240,000
	中学校修了後前	被用者	第1子	5,000	973
			第2子	5,000	909
			第3子以降	5,000	194
			計	2,076	10,380,000
	中学校修了後前	非被用者	第1子	5,000	83
			第2子	5,000	68
			第3子以降	5,000	4
			計	155	775,000
合計				3,636	18,180,000

施設等入所児童の内数（施設1、里親1）

区分			支給額	延児童数	支払額	
施設入所	0～3歳	被用者	15,000	0	0	
		非被用者	15,000	0	0	
	小学校修了前	被用者	10,000	2	20,000	
		非被用者	10,000	132	1,320,000	
	中学生	被用者	10,000	0	0	
		非被用者	10,000	30	300,000	
合計				164	1,640,000	
総合計				118,012	1,295,755,000	

※延児童数及び支払額には、過年度返納及び児童手当交付金返還金に係る分を含まない。

拡充後(令和6年10月1日以降)支給状況

区分			支給額	延児童数	支払額
児童手当	3歳未満	被用者	第1子	15,000	3,973
			第2子	15,000	3,249
			第3子以降	30,000	1,227
			計	8,449	145,140,000
	3歳以上～小学校修了前	非被用者	第1子	15,000	402
			第2子	15,000	288
			第3子以降	30,000	213
			計	903	16,740,000
	中学生	被用者	第1子	10,000	16,767
			第2子	10,000	12,829
			第3子以降	30,000	4,219
			計	33,815	422,530,000
	高校生	非被用者	第1子	10,000	2,266
			第2子	10,000	1,615
			第3子以降	30,000	754
			計	4,635	61,430,000
合計				76,073	960,330,000

施設等入所児童の内数（施設1、里親1）

区分			支給額	延児童数	支払額
施設入所	3歳未満	被用者	15,000	0	0
		非被用者	15,000	0	0
	3歳以上～小学校修了前	被用者	10,000	4	40,000
		非被用者	10,000	80	800,000
	中学生	被用者	10,000	0	0
		非被用者	10,000	15	150,000
	高校生	被用者	10,000	0	0
		非被用者	10,000	16	160,000
	合計			115	1,150,000
	総合計			76,188	961,480,000

※延児童数及び支払額には、過年度返納及び児童手当交付金返還金に係る分を含まない

4. ひとり親家庭支援の充実

母子および父子家庭の経済的、精神的な負担を軽減し、健全な家庭生活と児童の福祉向上を図るため、各種資金の貸付(低利または無利子)、医療費助成等、日常生活のいろいろな相談を行っています。

母子・父子世帯状況

○母子世帯状況

母子世帯となった原因別世帯数および構成比

(単位:人)

年度	死別	離婚	未婚	障がい	その他	計
令和3年度	95(9.1%)	823 (78.8%)	97(9.3%)	18(1.7%)	11(1.1%)	1,044(100%)
令和4年度	91(9.0%)	798(79.0%)	92(9.1%)	11(1.1%)	18(1.8%)	1,010(100%)
令和5年度	84(8.7%)	774(80.5%)	89(9.3%)	10(1.0%)	4(0.4%)	961(100%)
令和6年度	74(7.9%)	747(79.9%)	99(10.6%)	9(1.0%)	6(0.6%)	935(100%)
令和7年度	61(6.8%)	721(80.7%)	101(11.3%)	7(0.8%)	4(0.4%)	894(100%)

※4月1日現在の20歳未満の児童のいる母子世帯

○父子世帯状況

父子世帯となった原因別世帯数および構成比

(単位:人)

年度	死別	離婚	その他	計
令和3年度	10 (11.2%)	75 (84.3%)	4 (4.5%)	89(100%)
令和4年度	8(10.7%)	64 (85.3%)	3 (4.0%)	75(100%)
令和5年度	9(12.0%)	62 (82.7%)	4 (5.3%)	75(100%)
令和6年度	11(16.4%)	53 (79.1%)	3 (4.5%)	67(100%)
令和7年度	9(15.0%)	49 (81.7%)	2 (3.3%)	60(100%)

※4月1日現在の20歳未満の児童のいる父子世帯

(1)児童扶養手当(児童扶養手当法)

母子・父子家庭の経済的、精神的な負担を軽減し、健全な家庭生活と児童の福祉向上を図るために手当の支給を行っています。

○手当を受けられる人

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(中度以上の障がいを有する児童は20歳未満)児童を監護している父もしくは母または養育者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定以上の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父または母がDV防止法に基づく保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・父母ともに不明である児童

○手当額

所得額等に応じて支給されます。(令和7年4月改定)

区分 児童数	全部支給	一部支給
本体額 (第1子)	46,690円	46,680～11,010円
第2子以降 加算額	11,030円	11,020～5,520円

※令和6年11月分以降から、第3子以降の加算額が、第2子の加算額と同額に引き上げられました。

○支給時期

5月、7月、9月、11月、1月、3月に支払月の前月までの分を支給(令和元年度より支給時期変更)

○受給者数と支給実績

	受給者数(人)[※4月1日現在]				児童数(人)[※4月1日現在]				支給額(円)
	全部 支給	一部 支給	支給 停止	計	全部 支給	一部 支給	支給 停止	計	
令和2年度	427	466	170	1,063	675	607	219	1,501	413,971,900
令和3年度	467	382	179	1,028	616	598	225	1,439	398,882,970
令和4年度	379	448	176	1,003	598	595	228	1,421	381,238,070
令和5年度	338	423	205	966	531	583	252	1,366	368,527,870
令和6年度	333	396	211	940	505	541	273	1,319	371,959,770
令和7年度	367	361	185	913	551	506	248	1,305	-

(2)ひとり親家庭等医療費助成事業

区分	内容		
ひとり親家庭等医療費助成 (高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例)	<p>ひとり親家庭等の健康を守り福祉を増進するために、医療機関で保険診療を受けた際に支払う医療費を助成します。</p> <p>(対象) 高岡市に住むひとり親家庭等の対象児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(ただし満1歳未満の児童は除く。)とその母または父、養育者</p>		
年度	受給世帯(受給者数) [※4月1日現在]	受給延件数 [償還・現物を含む]	医療費支払額
R2	960世帯(2,309人)	26,424件	81,078,000円
R3	908世帯(2,188人)	28,173件	82,122,680円
R4	871世帯(2,100人)	27,971件	85,184,740円
R5	815世帯(1,989人)	29,261件	89,690,937円
R6	778世帯(1,887人)	28,613件	83,075,925円
R7	762世帯(1,860人)	-	-

(3)福祉資金等貸付事業(母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条・第31条の6・第32条)

① 母子・父子寡婦福祉資金(受託事務)

母子家庭等の生活の安定と向上のため、低利または無利子で借りることのできる資金です。

◇母子・父子福祉資金貸付対象

- ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子または男子
- ・20歳未満の父母のない児童

◇寡婦福祉資金貸付対象

- ・20歳以上の子を扶養している配偶者のない女子
- ・子を扶養していない配偶者のない女子(所得・年齢制限があります)

② 母子家庭等援護資金貸付(高岡市母子家庭等援護資金貸付要綱)

母子・父子家庭及び寡婦に対し生活資金等を融通することで、その生活意欲の増進および生活の安定を図ることを目的としています。

貸付金の種類	小口資金	つなぎ資金
貸付対象	生活、教育、医療資金など臨時の出費があり、一時的に資金を必要とする者	母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金及び生活福祉資金の貸付が決定された者で、当該貸付金が貸し付けられるまでの期間に資金を必要とするもの
貸付金額	10万円以内	10万円以内
利子	無利子	無利子
貸付期限	貸付を受けた翌月から6か月以内	母子福祉資金、父子福祉資金・寡婦福祉資金および生活福祉資金が貸し付けられたとき
償還方法	一括または5回分割	一括
物的担保	なし	なし
保証人	保証人は1人	保証人は1人

・貸付実績

年 度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
教育費	件数	7件	4件	7件	7件	0件
	貸付額	115 千円	20 千円	140 千円	210 千円	0千円
生活費	件数	19 件	10 件	24 件	4件	0件
	貸付額	390 千円	200 千円	720 千円	330 千円	0千円
合 計		26 件	14 件	31 件	11 件	0件
		505 千円	220 千円	860 千円	540 千円	0千円

(4)母子家庭等対策総合支援事業

① 自立支援教育訓練給付金事業

就業に向けた能力開発や資格取得のため、指定された教育訓練を受講する母子家庭の母および父子家庭の父に対して給付金を支給します。

対象講座	県内で開講される講座のうち、雇用保険制度の「一般教育訓練給付金」、「特定一般教育訓練給付金」、「専門実践教育訓練給付金」の指定講座及び市長が必要と認める講座
支給額	<p>対象講座の受講料の 60%に相当する額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一般教育訓練給付金」、「特定一般教育訓練給付金」については、上限 20 万円 ・「専門実践教育訓練給付金」については、上限 160 万円(就業年数(最大4年)×40 万円) <p>※「専門実践教育訓練給付金」の指定講座を修了後 1 年以内に資格を取得し就労した場合は上限 240 万円(就業年数(最大4年)×60 万円)</p> <p>※雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、その支給額との差額になります。差額が1万2千円以下の場合は支給されません。</p>
対象者	<p>次のすべての要件を満たす方</p> <p>(1)申請日時点で 20 歳未満の児童を扶養していること</p> <p>(2)児童扶養手当の支給を受けている、又は同等の所得水準にあること</p> <p>※ただし所得水準の超過した場合であっても1年以内の方は受給できる可能性有</p> <p>(3)市の母子・父子自立支援員等との相談を通じて、適職に就くために必要であると認められること</p> <p>(4)過去に訓練給付金の支給を受けていないこと</p> <p>※事前相談必要</p>

② 高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母および父子家庭の父が生活の安定に資する対象資格の取得のため、6月以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担を軽減するため、高等職業訓練促進給付金および高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

対象資格	看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、薬剤師、社会福祉士、歯科衛生士、栄養士、調理師、その他市長が必要と認める資格
支給対象期間	修業する全期間(上限4年)
支給額	<p>高等職業訓練促進給付金</p> <p>市区町村民税非課税世帯の場合 →月額 100,000 円(養成機関における課程の最後の 12 か月は月額 140,000 円)</p> <p>市区町村民税課税世帯の場合 →月額 70,500 円(養成機関における課程の最後の 12 か月は月額 110,500 円)</p> <p>高等職業訓練修了支援給付金</p> <p>※入学から卒業まで対象要件を満たす方</p>

	市区町村民税非課税世帯の場合 50,000 円 市区町村民税課税世帯の場合 25,000 円
対象者	次のすべての要件を満たす方 (1)申請日時点で 20 歳未満の児童を扶養していること (2)児童扶養手当の支給を受けている、又は同等の所得水準にあること (3)市の母子・父子自立支援員等との相談を通じて、適職に就くために必要であると認められること (4)過去に訓練給付金の支給を受けていないこと

③ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない母子家庭の母または父子家庭の父、もしくはその子どもが適職に就くために、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講し、試験に合格した場合給付金を支給します。

対象講座	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)
支給額	受講開始時 受講費用の 40%(上限 10 万円、下限4千円) 受講修了時 受講費用の 50% (受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額。 上限 12 万5千円、下限4千円) 試験合格時 受講費用の 10% (受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて上限 15 万円)
対象者	次のすべての要件を満たす方 (1)申請日時点で 20 歳未満の児童を扶養していること (2)市の母子・父子自立支援員等との相談を通じて、適職に就くために必要であると認められること

・支給実績(上段:件数、下段:支給額)

年 度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 自立支援教育訓練給付金	4件	3件	2件	3件	0件
	113,699 円	124,120 円	97,567 円	111,976 円	0円
② 高等職業訓練促進給付金	6件	7件	4件	6件	6件
	6,937,000 円	9,290,000 円	4,277,000 円	6,043,000 円	4,940,500 円
③ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	0件	0件	0件	0件	0件
	0円	0円	0円	0円	0円

(5)母子生活支援施設(広域入所)(児童福祉法第 38 条)

夫の暴力等から避難し、保護が必要である母子の家庭生活基盤の確立を図るため、住所地から離れた地域の母子生活支援施設への入所を援助するとともに、母親への就労支援等を行っています。

(6)ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭のこども（小学5年生から高校生まで）を対象に、大学生等の学習支援ボランティアによる学習支援等を行います。

年 度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
実 施 回 数	92回	79回	89回	85回	90回
延利用者数	550人	787人	850人	675人	997人

(7)ひとり親家庭等への大学等受験料支援事業

経済的支援が必要なひとり親家庭等の児童に対し、高校や大学等受験料、模擬試験受験料の一部を助成する。

・支給実績(上段:件数、下段:支給額)

年 度	R6年度
大学等受験料	46件 1,853,500円
模擬試験受験料 (高校生)	9件 64,000円
模擬試験受験料 (中学生)	12件 88,570円
合計	71件 2,006,070円

5. 障がい児支援の充実

(1) きずな子ども発達支援センター

施設の種類	児童発達支援施設・診療所 指定障害児相談支援事業所
設置場所	高岡市江尻279番地
設置年月日	平成11年6月1日
設置運営	高岡市
定員	児童発達支援 50人
施設規模	敷地 4,281.8m ² 建物 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積1,870.89m ² 研修棟 敷地 199.81m ² 建物 プレハブ平屋建 延床面積116.18m ²

① 施設運営目的

心身の発達に特別な配慮や支援が必要な子どものために、医療・看護・訓練・保育が連携して療育を行うことで、子どもの健やかな発達と自立への基礎づくりをすることを目的としている。

② 活動支援方針

ア 外来診療

心身に発達上の問題をもつ子どもの、診療・評価・検査・診断により必要な治療・訓練・カウンセリング・家族指導などを行う。また、予約による外来診療の他、通園児の診療および健康管理を行う。(対象は0歳～18歳まで)

イ 発達支援

(ア) サービスの種類

○ 通園保育部門

・肢体不自由クラス

運動機能に障がいをもつ就学前の子どもが保護者と共に通園し、専門的な診療・訓練・保育を受ける。集団生活の中でさまざまな活動を体験し、運動機能の促進を図るとともに基本的生活習慣や社会性が身につくように支援する。

・知的障がい・発達障がいクラス

知的発達に問題のある就学前の子どもが通園し、集団生活の中でいろいろな活動を体験したり、医師の診察に基づいて適切な訓練を受けたりして、基本的な生活習慣や社会性が身につくように支援する。

○ 外来保育部門

発達に問題のある在宅または幼稚園・保育所等に通う子どもが、基本的生活習慣や社会性を身につけられるよう、個別指導やグループ指導を行う。また、保護者に対する育児指導を行う。

(イ) 定員

○ 通園保育部門 30名

○ 外来保育部門 1日当たり 20名

ウ 地域支援(発達支援室)

(ア) 訪問支援等(高岡市内)

幼稚園・保育所・学校・子育て支援センター・放課後児童育成クラブなどの子どもが集う場へ、要請に応じて訪問し、すべての子どもにとって望ましい育ちを保証できるような支援のあり方を伝えるとともに、職員のスキルアップを図る。その他、「困り感」のある保護者との面談を行う。

【令和6年度訪問支援実績】(訪問箇所数および支援対象児童・生徒数)

認定こども園 14か所243人、幼稚園 2か所28人、保育所 17か所278人、小学校・義務教育学校 21か所476人

(イ)相談支援

子どもの発達支援に関する支援利用計画を作成し、一人ひとりの状況に合ったサービスを提供する。

(ウ)発達支援人材育成

子どもの発達を支える地域人材(保育士・教師・保護者・地域の人々等)の育成を図る。

(エ)発達支援ネットワーク(高岡市内)

幼稚園・保育所・学校・保健センター・児童相談所等の市内の発達を支援する機関と連携し、子どもの発達を支えるための活動を行う。

エ 障がい児等療育支援事業

訓練士・保育士が療育全般に関する相談を行う。また、地域巡回等による在宅障がい児と保護者への相談・指導や障がい児が通う幼稚園・保育所・障がい児通園事業を実施する施設の職員に対し、専門的な療育指導を行う。

(3) 診療・検査および訓練の概要(令和6年度実績)

内 容		件 数
診 療	小児神経科	2,528
	整形外科	196
訓 練	理学療法	3,181
	作業療法	3,346
	言語聴覚療法	2,045
心 理 評 価		240
摂 食		223

(4) 通園児童および利用者の概要(令和6年度実績)

ア 肢体不自由児通園

区 分	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		男女別計		合 計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
在籍者数(人)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1

イ 知的障がい・発達障がい児通園

区 分	3歳		4歳		5歳		男女別計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
在籍者数(人)	4	2	12	3	8	4	24	9	33

(ア)児童発達支援事業 利用者 285人、延利用回数 3,451回

(イ)保育所等訪問支援事業 利用者 2人、延利用回数 46回

(ウ)相談支援事業 新規契約 101件、更新契約 91件、モニタリング 232件

(エ)障害児等療育支援事業(県委託事業) 相談支援回数:外来療育 103件、施設支援151件

(2)特別児童扶養手当(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)

精神または身体に障がいのある児童を養育している父または母に経済的、精神的な負担を軽減し、健全な家庭生活と児童の福祉向上を図るため手当の支給を行っています。

区分	内容						
対象児童の障がいの程度について	(1級) 身体障がい等級1～2級の者、知的障がい者で、療育手帳Aの者、前記と同程度以上の障がいを有する者 (2級) 身体障がい等級3～4級の者、知的障がいが概ねIQ50以下の者、前記と同程度以上の障がいを有する者						
手 当 額	令和6年4月1日から <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1級(月額)</td> <td>児童1人につき 56,800 円</td> </tr> <tr> <td>2級(月額)</td> <td>児童1人につき 37,830 円</td> </tr> </table>			1級(月額)	児童1人につき 56,800 円	2級(月額)	児童1人につき 37,830 円
1級(月額)	児童1人につき 56,800 円						
2級(月額)	児童1人につき 37,830 円						
受 給 者 数	※各年度4月1日現在						
	1級	2級	計				
令和3年度	100 人	122 人	222 人				
令和4年度	111 人	153 人	264 人				
令和5年度	107 人	171 人	278 人				
令和6年度	97 人	174 人	271 人				
令和7年度	104 人	167 人	271 人				

6. 安心して子育てができる環境の整備

(1)子育て相談

子育て支援センター、児童館、児童センターにおいて、育児に関する悩みについて、相談に応じています。

(2)妊娠婦・家庭児童相談

母子保健・児童福祉の両機能の一体的な相談支援機関であるこども家庭センターにおいて、全ての妊娠婦や子育て世帯、こどもを対象に、妊娠、出産、育児に関する相談やそれぞれの家庭の状況に応じた支援を行っています。

相談や支援では、利用者のニーズを汲み取り、妊娠婦やこどもとその家庭が安心した生活を送れるよう、保健師や社会福祉士などの専門職が対応しています。

相談先 こども家庭センター Tel20-1466

(3)母子父子家庭相談

母子・父子自立支援員が、母子・父子家庭の経済上の問題や子どもの養育問題等の相談に応じ、自立に必要な情報提供等の支援を行っています。

相談先 子ども・子育て課 Tel20-1381

・母子父子家庭相談実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	236 件	326 件	331 件	280 件	375 件

(4)女性相談

女性の保護と自立援助を図るため、女性相談支援員が、夫の暴力や子どもの問題、離婚問題等困難な問題を抱える女性の相談に応じ、情報提供等の支援を行っています。

相談先 子ども・子育て課 Tel20-1381

・女性相談実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	230 件	253 件	316 件	265 件	358 件

(5)要保護児童対策(高岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱)

児童虐待に対して、適切な対応が可能となるよう教育、医療、保健、福祉および司法等を含めたネットワークを整備し、要保護児童等の早期発見とサポートシステムを構築するため、「高岡市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

高岡市要保護児童対策地域協議会取扱ケースについて

・要保護児童数の推移

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 数	184 人	158 人	139 人	118 人	132 人

(6)助産施設(児童福祉法第 22 条)

妊娠婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができないときは、助産施設で助産を行います。

施設名:富山県済生会高岡病院

・入所実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	1件	1件	0件	2件	1件

(7)こどものショートステイ(短期入所)支援事業(児童福祉法第3条の2)

令和6年度より、児童及びその家庭の福祉の向上を図るため、保護者の疾病その他の理由により家庭において、児童を養育することが一時的に困難になった児童を、乳児院や里親居宅において一定期間養育を行います。

・利用実績

年度	令和6年度	
	件数	延利用日数
乳児院 (2歳未満)	2件	6日
里親 (2歳以上)	1件	2日

(8)産前・産後ヘルパー派遣事業(高岡市産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱)

重度のつわりや切迫早産等で日常生活が困難な妊婦、出産直後の母親及びヤングケアラーが存在する家庭における家事又は育児の負担を軽減するため、家事又は育児の支援を行います。

・派遣実績

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	31 件	39 件	50 件	76 件

公立認定こども園

令和7年4月1日現在

施設名		所在地	経営主体	認可年月日	定員	電話番号
1	幼保連携型認定こども園 福岡あおぞらこども園	福岡町土屋 115-1	高岡市	H28.3.31	幼15 保70	64-2509
計					幼15 保70	

私立認定こども園

令和7年4月1日現在

施設名		所在地	経営主体	認可年月日	定員	建物	電話番号
1	認定こども園 福岡幼稚園	福岡町福岡新 579-1	学校法人 富山学院	H21.3.26	幼15 保100	鉄筋 2階建	64-3755
2	幼保連携型認定こども園 かたかご幼稚園 かたかご保育園	伏木古国府 16-15	学校法人 伏木中央学園	H22.3.29	幼50 保140	鉄筋 2階建	44-0200
3	認定こども園 こばと幼稚園	蓮花寺 32(幼) 蓮花寺 79-1(保)	学校法人 華聴学園	H24.8.31	幼90 保80	鉄骨 平屋建	25-5810(幼) 26-8103(保)
4	坂ノ下保育園	大手町 17-17	社会福祉法人 坂ノ下福祉会	H27.4.1	幼10 保65	鉄筋 2階建	24-4422
5	幼保連携型認定こども園 ふたばこども園	永楽町 6-65	社会福祉法人 双葉保育園	H28.4.1	幼10 保140	鉄筋 2階建	24-2359
6	幼保連携型認定こども園 中田保育園	中田 4498	社会福祉法人 中田保育園	H29.4.1	幼15 保100	鉄筋 2階建	36-1008
7	認定こども園 みつば保育園	荒屋敷 356-4	社会福祉法人 みつば福祉会	H29.4.1	幼10 保185	鉄筋 2階建	31-2848
8	認定こども園 いずみ幼稚園	上黒田 14	学校法人 清泉学園	H29.4.1	幼60 保80	鉄筋 2階建	21-3840
9	国吉ちくば保育園	国吉 1099	社会福祉法人 国吉ちくば保育園	H30.4.1	幼2 保48	鉄筋 2階建	31-0749
10	認定こども園 般若野保育園	若杉 118-5	社会福祉法人 般若野保育園	H30.4.1	幼3 保37	鉄筋 平屋建	36-1328
11	幼保連携型認定こども園 高岡保育園	南幸町 2-1	社会福祉法人 鳳凰児童福祉会	H31.4.1	幼15 保110	鉄筋 2階建	22-2748
12	幼保連携型認定こども園 若葉保育園	野村 896-3	社会福祉法人 若葉福祉会	H31.4.1	幼15 保151	鉄筋 2階建	24-7722
13	認定こども園 上関保育園	泉町 11-31	社会福祉法人 上関保育園	H31.4.1	幼15 保135	鉄筋 2階建	25-1542
14	能町保育園	鷺北新 54-2	社会福祉法人 坂ノ下福祉会	H31.4.1	幼20 保130	鉄筋 2階建	22-2055
15	高岡第一学園認定こども園 第二幼稚園	伏木古府元町 2-30	学校法人 高岡第一学園	H31.4.1	幼33 保87	鉄筋 2階建	44-2250
16	幼保連携型認定こども園 和田保育園	羽広 1 丁目 483	社会福祉法人 和田保育園	R2.3.23	幼15 保125	鉄筋 平屋建	23-1321
17	認定こども園 野村保育園	野村 240	社会福祉法人 高陵児童福祉会	R2.3.23	幼10 保210	鉄筋 2階建	24-7405
18	認定こども園 定塚保育園	中川上町 5-1	社会福祉法人 高陵児童福祉会	R2.3.23	幼15 保145	鉄筋 平屋建	21-6061

	施設名	所在地	経営主体	認可年月日	定員	建物	電話番号
19	認定こども園 ひかり幼稚園	野村 1068	学校法人 清光学園	R3.3.22	幼 46 保 124	鉄筋 2階建	22-2323
20	高岡第一学園認定こども園 福岡ひばり園	福岡町江尻 50-5	学校法人 高岡第一学園	R4.3.18	幼 30 保 140	鉄筋 2階建	64-6811
21	といでこども園	戸出町1丁目 5-111	社会福祉法人 戸出福祉会	R6.3.29	幼 10 保 90	木造 2階建	54-3131
計					幼 489 保 2,422		

私立幼稚園

令和7年4月1日現在

	施設名	所在地	経営主体	認可年月日	定員	電話番号
1	高岡第一学園附属 第一幼稚園	本郷 2-1-35	学校法人 高岡第一学園	S40.3.23	300	22-6338
2	高岡第一学園附属 第三幼稚園	佐野 645	学校法人 高岡第一学園	S44.8.1	280	21-0630
3	高岡第一学園附属 第五幼稚園	中曾根 740-7	学校法人 高岡第一学園	S59.11.1	150	82-4177
計					730	

公立保育所

令和7年4月1日現在

	施設名	所在地	経営主体	認可年月日	定員	建物	電話番号
1	中央保育園	丸の内 2-25	高岡市	S23.10.1	60	鉄筋 2階建	22-2554
2	西部保育園	横田本町 4-5	高岡市	S28.10.1	110	鉄筋 2階建	22-2054
3	伏木古府保育園	伏木矢田 7-1	高岡市	S28.6.1	120	鉄筋 2階建	44-0336
4	佐野保育園	佐野 376	高岡市	S38.1.1	80	鉄筋 2階建	22-4096
5	太田保育園	太田 644-1	高岡市	S39.1.1	60	鉄筋 2階建	44-1672
6	二塚保育園	二塚 968-2	高岡市	S40.1.1	80	鉄筋 平屋建	23-5758
7	川原保育園	内免 1 丁目 1-1	高岡市	S28.12.5	60	鉄筋 2階建	22-3705
8	はおか保育園	波岡 156	高岡市	S44.4.1	90	木造 平屋建	22-3676
9	万葉なかよし保育園	二上町 1105-1	高岡市	H27.4.1	140	鉄筋 平屋建	22-1881
10	牧野かぐら保育園	姫野 654-5	高岡市	H30.4.1	150	鉄骨 2階建	82-2325
計					950		

私立保育所

令和7年4月1日現在

施設名		所在地	経営主体	認可年月日	定員	建物	電話番号
1	さくら保育園	東上関 466	社会福祉法人 西本願寺高岡 福祉会	S28.11.2	140	鉄筋 2階建	23-4196
2	南部保育園	清水町 2丁目 12-35	社会福祉法人 南部福祉会	S29.6.1	60	鉄筋 3階建	22-4698
3	成美保育園	京町 11-45	社会福祉法人 成美保育園	S23.9.14	120	鉄筋 2階建	22-3975
4	正徳保育園	木町 1	社会福祉法人 正徳保育園	S29.4.1	60	鉄筋 2階建	22-4668
5	伏木保育園	伏木本町 9-15	社会福祉法人 伏木保育園	S22.4.1	80	鉄筋 2階建	44-0404
6	吉久ひなどり保育園	吉久 2丁目 5-71	社会福祉法人 吉久ひなどり福祉 協会	S28.11.5	60	鉄筋 2階建	84-2729
7	国吉光徳保育園	細池 425	社会福祉法人 国吉光徳保育園	S34.4.1	60	鉄筋 2階建	22-7810
8	石堤保育園	柴野 1276	社会福祉法人 石堤児童福祉会	S36.1.1	30	鉄筋 2階建	31-2922
9	立野保育所	立野 2615	社会福祉法人 立野保育所	S38.10.1	70	鉄筋 2階建	31-1551
10	市野瀬保育園	戸出市野瀬 341	社会福祉法人 市野瀬福祉会	S25.4.1	90	鉄筋 2階建	63-1233
11	戸出北部保育園	戸出町 6丁目 5-13	社会福祉法人 戸出北部保育園	S53.1.1	70	鉄筋 2階建	63-2483
12	すみれ保育園	米島 487	社会福祉法人 能町児童福祉会	S55.4.1	110	鉄筋 2階建	21-8407
13	つくし保育園	木津 614	社会福祉法人 清陵児童福祉会	S58.4.1	130	鉄筋 2階建	25-5132
14	戸出西部保育園	戸出町 5丁目 11-2	社会福祉法人 市野瀬福祉会	H19.3.28	130	鉄筋 平屋建	63-0015
15	牧野みどり保育園	高中曾根 2691	学校法人 高岡第一学園	H28.3.29	185	鉄筋 2階建	82-5730
計					1,395		

事業所内保育施設

令和7年4月1日現在

施設名		所在地	経営主体	認可年月日	定員	建物	電話番号
1	あさひ 保育園	鷺北新 185	社会福祉法人 あかね会	H28.8.1	従業員枠定員 7 地域枠定員 3	鉄筋 3階建	29-1055
2	済生会 高岡 なでしこ 保育園	二塚 335-1	社会福祉法人 恩賜財団済生会支 部富山県済生会	H31.4.26	従業員枠定員 17 地域枠定員 13	鉄筋 4階建	21-7504
計					従業員枠定員 24 地域枠定員 16		

養護施設

令和7年4月1日現在

施設名	所在地	経営主体	開設年月日	定員	電話番号
高岡愛育園	佐加野 1701	社会福祉法人 富山県呉西愛育会	S28.5.1	45	22-3122

児童発達支援施設

令和7年4月1日現在

施設名	所在地	経営主体	開設年月日	定員	電話番号
きずな子ども発達 支援センター	江尻 279	高岡市	H11.6.1	肢体不自由 20 知的障がい 30	21-3615

児童厚生施設

令和7年4月1日現在

施設名	所在地	経営主体	開設年月日	定員	電話番号
伏木児童館	伏木東一宮 17-3	伏木児童館管理会	S43.4.1		44-0595
福岡児童館	福岡町福岡新 579-1	高岡市	S44.7.29		64-2919
野村児童センター	野村 898-4	野村児童センター 管理会	S56.4.1		23-3893
戸出児童センター	戸出町 3 丁目 19-31	戸出児童センター 管理会	S62.4.1		63-2370
西部児童センター	千石町 1-16	西部児童センター 管理会	S63.4.1		26-1347

助産施設

令和7年4月1日現在

施設名	所在地	経営主体	開設年月日	定員	電話番号
富山県済生会高岡 病院	二塚 387-1	社会福祉法人恩賜 財団済生会支部富 山県済生会	S43.5.1	5	21-0570